

第4章 その他

1 校則

(1) 基本的な考え方

ア 校則は、学校教育法施行規則第4条に規定されている「学則」とは異なり、それぞれの学校で定められている学校内外の生活に関する規定のことで、一般的に「校則」「生徒心得」「生徒規則」などの名称でよばれています。

イ 学校が集団生活の場であることなどから、学校には一定の決まりが必要です。

ウ 校則は、すべての児童生徒が安全でよりよい学校生活を送ることができるようにするための指針であるという積極的な機能を有するものです。

エ 指導に当たっては、児童生徒が校則等を自分のものとしてとらえ、自主的・自律的に学校生活を送る態度を育てる、という観点からの指導に努めることが大切です。

オ 入学に当たって、保護者に校則の説明を十分行い理解を得ておくことが大切です。また、機会をとらえて繰り返し説明するなど、保護者の理解を深めるよう努めることが必要です。

(2) 留意点

ア 校則の指導については、全教職員の共通理解を図り、指導上の不一致を生じないようにします。

イ 校則は、あらゆる機会をとらえて、実際の生活場面に即して、内容を再確認させ理解を深めることが大切です。

ウ 校則の必要性や、校則の内容について児童生徒に討論させたり、児童(生徒)会活動で、校則について取り上げたりするなど、児童生徒自らが校則を守っていこうとする意識を育てることが大切です。

エ 校則の内容、指導が常に適切なものであるために、適宜その見直しを行うことが大切です。

オ 必要以上に詳細な規定を設けたりすることのないよう配慮する必要がある

あります。

カ 校則に違反した児童生徒に対しては、その行為に対する反省を求めるだけでなく、なぜそれが校則として定められているのかという意味を十分に指導することが必要です。

(3) Q & A

[Q 1] 校則の見直しについての考え方を示してください。

[A]

まず、校則の内容について、
絶対に守るべきもの
努力目標というべきもの
児童生徒の自主性に任せてよいもの
という観点から見直します。

また、社会情勢の変化や、地域、保護者の意識の変化なども考慮して見直しを検討することも必要です。ただし、安易に校則を見直すのではなく、慎重に議論をすることが必要です。さらに見直しに際しては、児童生徒に議論させるなどして、校則の必要性を考えさせることによって、児童生徒が主体的に守ることのできる内容としていくことも大切です。

[Q 2] 高等学校の校則について、中学生や新入生にどう説明したらよいですか。

[A]

中学生や新入生が高等学校の校則について理解を深めることは、高校の学校生活への適応や望ましい人間関係の形成に向けて積極的に活動する意欲や態度を養う上で重要です。

そのためには、日ごろから中学校と高等学校が連携を行い、中学校の教員が高等学校の校則について理解を深めておくことが必要です。

中学生には、学校公開、体験入学、学校説明会などの機会を通じて、校則についてわかりやすい資料等を用意して説明を行うことが大切です。

また、学校紹介のパンフレットやホームページにも校則を説明するコーナーを設けるなど広く理解を得る方法も有効です。

新入生に対しては、合格者登校日や入学式において、資料を配付して校則について説明を行うとともに、保護者にも理解を得ておくようにします。

さらには、入学後のオリエンテーション等で、校則は高校生活を有意義に過ごすためにあることについて理解させ、教職員が説明するだけにとどまらず「生徒会だより」等を配付して在校生から説明するなど指導の徹底を図ることが必要です。

(4) 例規

ア 都道府県教育委員会等中等教育担当課長会議における初等中等教育局長あいさつ要旨 (昭和63年4月25日)

「1 児童生徒が心身の発達過程にあること、学校が集団生活の場であること等からいって、小・中・高等学校を通じ学校には一定のきまりが必要であり、したがって、校則それ自体には意義がある。

しかし、その内容、運用(指導)の在り方については、検討を加えていく必要があると思う。

2 校則は、経済社会の進展等時代の進展、地域の実情、学校段階(発達段階)、学校の教育方針、保護者の考え方、児童生徒の実態等を踏まえることが必要と考えられる。そして、これらの事情は、各学校ごとに異なるので、校則は各学校において適切に考えられるべきであるということが基本である。文部省等による校則の基準づくりは、校則の画一化を招くことになり適当でない。

その意味で、以下は校則を見直すに当たっての検討の視点であるが、校則については種々問題も指摘されているところであり、各都道府県教育委員会においても、これらの点を参考に、各学校における校則見直しの指導をしていってほしい。

視点としては、大きく言って二点ある。

3 校則の内容について

- (1) 第一点は校則の内容の問題であるが、現在の校則の内容には、
絶対守るべきもの
努力目標と言うべきもの
児童生徒の自主性に任せてよいもの

がミックスされているのではないか。この点をもう一度点検しなおしてみる必要がある。

(2) また、きまりについては、児童生徒にこれを消極的に守らせるのではなく、自主的に守るようにすることが大切である。このことを踏まえて考えてみると、きまりには、校則に盛り込むべきもの、指導として行うもの、教師と児童生徒との交わりの中で自主的に守るようにしていくものがあるのではないかと考えられる。また、各教科や道徳における指導に任せる部分もあるのではないかと考えられる。

4 校則運用（指導）について

(1) 第二点は校則の運用の問題であるが、校則違反があった場合に、当該児童生徒の身分上の措置の問題等をどう考えるかということが重要である。学校として、このような場合における統一的な対応方針をあらかじめ全教職員の共通理解としてもっていないと混乱が生じることになる。

(2) また、身分上の措置の前に、教育指導としてどう考えるかがなければ、校則の教育上の意義はなくなってしまう。

5 なお、校則の問題を考える場合に、校内暴力、いじめ等の問題の解決に学校が非常に努力してきた経緯を忘れることはできない。昨今、校則だけが問題として取り上げられている面があるが、学校が一生懸命やってきたことは忘れてはならないと思う。運用において若干厳しい面があったかもしれないが、この問題は全体の指導体系の中で冷静に考えるべきであり、校則だけを取り上げて問題とすることは適切でないと思っている。

各都道府県教育委員会においても、全体のプロセスの中で校則の問題を考えてほしい。」

イ 都道府県教育委員会等指導事務主管部課長会議における初等中等教育局長あいさつ要旨 (平成2年9月27日)

「2 生徒指導における具体的な留意点

校則の内容及び運用の見直し

ア 校則の内容及び運用が、指導方法に関する申し合わせや慣行も含め、児童生徒の実態、保護者の考え方、地域の実情、社会の常識、時代の進展等を踏まえたものとなっているように積極的に見直しを行うこと。」

(5) 判例

ア 最高裁昭和52年3月15日判決（国立大学単位不認定事件）

「大学は、国公立であると私立であるとを問わず、学生の教育と学術の研究とを目的とする教育研究施設であつて、その設置目的を達成するために必要な諸事項については、法令に格別の規定がない場合でも、学則等に

よりこれを規定し，実施することのできる自律的，包括的な権能を有し，一般市民社会とは異なる特殊な部分社会を形成しているのであるから，このような特殊な部分社会である大学における法律上の係争のすべてが当然に裁判所の司法審査の対象になるものではなく，一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題は右司法審査の対象から除かれるべきものである。」

イ 京都地裁昭和60年6月5日判決（中学校標準服着用義務事件）

「公立中学校における中学生の在学関係は，いわゆる公法上の特別支配関係に属するから，中学校長は，教育目的に必要な限り，その目的を達するに必要な合理的範囲内で，法律の規定に基づかないで，生徒に対し，その服従を強制したり，自由を制限したりできるのであつて，この法律関係は，中学教育が義務教育として行われることによつて変わるものではない。」

ウ 千葉地裁昭和62年10月30日判決（三ない原則生徒自主退学勧告事件）

「高等学校は，公立私立を問わず，生徒の教育を目的とする公共的な施設であり，法律に格別な規定がない場合でも学校長は，その設置目的を達成するために必要な事項を校則等により一方的に制定し，これによって在学する生徒を規律する包括的権能を有し，生徒は教育施設に包括的に自己の教育を託し生徒としての身分を取得するのであつて，入学に際し，当該学校の規律に服することが義務づけられる。」

エ 高知地裁昭和63年6月6日判決（バイク規制校則違反生徒謹慎処分事件）

「校則等の内容については，…（中略）…生徒の権利自由を束縛することとなつても，無効とはいえず，生徒はこれに従うことを義務づけられるのであつて，校則等の具体的規定が裁量権の逸脱，濫用に当たるかどうかは，校長がその規定を設けた趣旨，目的と社会通念に照らし，それが学校の設置目的との間に合理的関連性を有するかどうかによって決せられるというべきである。」

2 問題行動発生時の対応

(1) 基本的な考え方

ア 問題行動の原因・背景は，学校，家庭，社会それぞれの要因が複雑に絡み合っていると考えられ，その解決のためには，学校，家庭，地域社会が

一体となった取組とともに、深い児童生徒理解に基づく適切な指導及び支援を行うことが大切です。

イ 児童生徒が、問題行動を起こす前には、心身の不調を訴えたり、ささいなことに過剰な言動をとったりするなど、何らかの前兆を示すことが多くあります。

ウ 日ごろから児童生徒の生活実態のきめ細かい把握に努め、特定の教職員のみでなく、全教職員間で情報を共有するなど、共通理解をもって指導に当たることが大切です。

エ 問題行動を起こした児童生徒への指導を効果的に行うため、あらかじめ指導基準を明確にし、全教職員間の共通理解を図るとともに、児童生徒や保護者などにも周知しておきます。

オ 問題行動が起きた場合に備え、全教職員が指導方針に基づいて、どのように対応するのかを確認しておくとともに、教職員の役割分担を明確にし、毅然とした粘り強い指導を行うことが大切です。

カ 「いけないことはいけない」と指摘しつつも、児童生徒が自ら考え主体的に判断し行動できるよう、児童生徒の内面の問題に向き合い、理解しようとする姿勢をもって指導することが大切です。

キ 発達障害のある児童生徒は、その障害の特性による学習上・生活上の困難を有しているため、周囲の理解と支援が重要であり、生徒指導上も十分な配慮が必要です。

ク 学校だけで問題の解決を図ることが困難な場合は、学校内ですべての問題を解決しようとしなくて、地域や関係機関などと協同して問題解決に当たります。

(2) 留意点

ア 生徒指導部会などを定期的にあるいは随時に設け、児童生徒の日ごろの行動や態度などについて情報交換、分析を行い、全教職員で共通理解を図っておくことが大切です。

イ 問題行動の指導に当たっては、冷静な態度で、発生した事案の事実経過などを正確に把握することが大切です。

ウ 威圧的な態度や体罰などの行き過ぎた指導は、教育的効果がないだけで

なく、反発心を生み、信頼関係を崩し、不信を生むこととなります。

エ 事実確認を迅速かつ正確に行い、児童生徒に行動の問題点を気づかせ、何を中心に反省しなければならないのかを十分理解させます。

オ 指導方針を、保護者に十分説明し、理解を得るよう努め、学校・家庭が一体となって取り組みます。

カ 傷害など犯罪行為は、学校だけで抱え込むことなく警察に通報し、協力を得て対応します。

キ 関係機関の機能、組織、担当者名、所在地、連絡先などの一覧を職員室に掲示することや全教職員に配付することにより、問題行動発生時に適切な対応が迅速にできるようにします。

ク 学校の実態に即した対応マニュアルを作成し、全教職員で確認しておくとともに、児童生徒が教職員の指導に従わない場面などを想定し、ロールプレイングなどの手法を用いて、教職員の理解を深めておくことが大切です。

ケ 暴力行為やいじめ、不登校などの生徒指導上の諸問題については、表面に現れた現象のみにとらわれず、その背景に障害が関係している可能性についても検討するなど、児童生徒をめぐる状況に十分留意して対応します。

(3) Q & A

[Q 1] 問題行動の初期対応にはどのような留意点がありますか。

[A]

問題行動の初期対応は、すべての教職員が次の点に留意して行う必要があります。

冷静に対応すること

原則として、複数の教職員で対応すること

客観的な事実（何がいけないのか）をその場で自覚させること

事実の認識に齟齬が生じないように、その場で状況を確認し、明確化すること

所持品を確認する必要がある場合には、その場で出させ預かること

初期対応した教職員は生徒指導部等に速やかに報告すること
可能な限り短時間で対応すること

生徒指導資料No. 32「児童生徒の規範意識を醸成するための生徒指導体制の在り方について」(平成21年10月広島県教育委員会)参照

[Q2] 問題行動の前兆には、どのようなものがありますか。

[A]

学校生活や家庭生活で次のような前兆がみられます。

学校生活

欠席・遅刻・早退の増加，体調不良による保健室での休養，学習意欲の低下，粗暴な言動，服装や頭髪の乱れ，友人関係の変化，忘れ物が多くなる 等

家庭生活

無断外泊，深夜はいかい，金銭の要求，粗暴な言動，学校や友達のことを話さなくなる，家族との接触を避ける，頻繁に電話がかかってくる，携帯電話を手放さない 等

[Q3] 持ち物検査をすることはできますか。

[A]

学校へ危険なものが持ち込まれている可能性が高いと判断され，児童生徒や教職員の安全を確保するために，校長として所持品を検査するという選択は有り得ます。

持ち物検査を行うに当たっては，その目的，理由，必要性等について保護者，児童生徒に説明を十分行い，理解を求めつつ，個別での指導を実施するなど，状況に応じた適切な方法で所持品検査を行うことが重要です。

どのような場合に，持ち物検査を行うと想定されるのかについて，事前に保護者や児童生徒に説明しておくことが必要です。

[Q 4] 生徒が逮捕され警察に勾留されているため本人からの事実を確認
ができません。指導方針はどのように決定すればよいですか。

[A]

問題行動に係る指導方針は、事実を正確に把握した上で、あらかじめ定められた生徒指導規定に従って決定します。

生徒が勾留されている場合には、警察と綿密に連携をとり、可能な範囲で事実を確認することが大切です。

また、事実の確認は当該生徒から直接行うことが原則であり、警察からの聴取内容のみで指導方針を決定することは適切ではありません。

勾留中に生徒から直接事情が聞けない場合は、釈放後に当該生徒から直接事実を確認し、警察からの聴取内容と照らし合わせ、事実を明確にした上で指導方針を決定します。

3 特別な指導

(1) 基本的な考え方

ア 児童生徒が、自ら起こした問題行動を反省し、よりよい充実した学校生活を送るためにどうすればよいかを考え、実行するよう指導することが大切です。しかしながら、通常の教育活動では十分にその効果が現れないと考えられる場合には、日々の教育活動とは異なる特別な指導を実施することが必要です。

イ 特別な指導としては、家庭における反省指導、学校における反省指導などがあります。但し、義務教育である小・中学校においては家庭における反省指導はできません。

ウ 指導に当たっては、教職員との人間関係を重視し、児童生徒に自らの在り方生き方を考えさせるための指導・援助という観点から進めることが大切です。

エ 学校教育法第11条による生徒に対する退学、停学及び訓告の懲戒と明確に区別して実施することが必要です。児童生徒本人に対する教育的な指導であるという観点から、家庭の積極的な協力のもとに実施する必要があります。

(2) 留意点

ア 指導に当たっては、児童生徒や保護者に、特別な指導を実施するに至った事実関係と指導の内容を十分に説明するとともに、児童生徒や保護者の反論や弁明の機会を与えるなど、特別な指導を行うまでの手続きを適切にすることが必要です。また、保護者に対して、特別な指導のねらいは児童生徒が自ら行動を反省し、より充実した学校生活を送るためのものであることについて理解を得ておくことが大切です。

イ 問題行動の事実関係・背景等を把握し、指導の内容が適切なものとなるよう十分に検討して実施します。

ウ 指導に当たっては、背景等個々の児童生徒の事情に配慮し、効果が上がるような工夫をすることが大切です。

エ 個別指導を行ったり、教科の課題を用意して学習させたりすることによって、児童生徒の学習に遅れがでないようにすることが必要です。

(3) Q & A

[Q 1] 高校において、家庭における反省指導（家庭反省）が長引いて欠課時間数が増えることについて、どう考えればよいですか。

[A]

家庭反省などの特別な指導は、あくまで生徒がよりよい充実した学校生活ができることをめざして行われる指導ですから、その指導によって、その後の学校生活を送る上で困難が生じることは避けなければなりません。家庭反省が長引くということは、教育的な指導としては適切ではありません。例えば、家庭反省から学校反省に切り替えるなど、より効果的な指導方法を柔軟に検討することが大切です。

[Q 2] 家庭反省が形式的なものとなり、指導の成果が十分あがりません。何か、よい工夫はありませんか。

[A]

次のような取組の例があります。

担任，生徒指導部の教職員だけでなく，授業を受けもっている教職員等が，家庭訪問し，教科指導や，話しこみによる望ましい人間関係づくりに努める。

他者との関係を見つめ直すことで，自己が支えられて生きていることを自覚させ，自らの生き方を考えさせるため，「内観法」を取り入れる。

「心温まる話」などの感動体験を味わえるエッセイを読んで感想文を書き，教職員とともに話し合う。

教科学習で行き詰まっているところに気づかせる，あるいは，得意なところをさらに伸ばしていくなど，学習への意欲を高めるための機会として有効に利用する。

自分の今までの生活を丁寧に振り返る反省文を書かせることによって，周りの人との関係や，なぜ問題行動をするに至ったのかについて，段階を追って自ら気づき，反省内容が深まっていくよう指導の工夫をする。

家庭反省をやめ，すべて学校反省とし，教科指導だけでなく，花壇づくりや校内清掃を教職員と生徒が一緒に行うことにより，学校の教育環境の充実に貢献したという充実感を味わう体験をさせるとともに，教職員と生徒との望ましい人間関係づくりを進める。

[Q3] 指導を実施するに際して，家庭の積極的な協力を得るには，どのようなことに注意すればよいですか。

[A]

学校の生徒指導の基本方針について，あらゆる機会をとらえて説明し，事前に十分な理解を得ておくことが大切です。

特別な指導を実施するに当たっては，保護者が，学校の指導の意図をしっかりと理解し，児童生徒の今後の学校生活への展望が見出せるようにすることが大切です。そのため，児童生徒がよりよい充実した学校生活を送るために，どうすればよいかを考えさせ，実行する意欲をもたせるために行うという特別な指導の目的を伝え，指導内容や指導計画をはっきり示します。

また、学校は、家庭と協力して、児童生徒がよりよい学校生活を送って
いけるよう指導していくことが大切です。そのため、家庭訪問などをお
して家庭との連携を密にし、家庭での指導を援助していくことです。

[Q 4] 別室での反省指導を効果的に行うためには、どのようなことに注意
すればよいですか。

[A]

当該生徒を通常より早く登校させ、清掃活動などの身の回りの整理を行
い反省の準備をしたり、生徒指導部による面接を行ったり、日課にしたが
った学習や作業及び反省を行ったりします。

また、基本的な生活習慣や学習の基礎基本を徹底でき、生徒自身でどう
すればよいかを考えさせ、実行し、継続できる内容を盛り込みます。

特に、反省が深まらない生徒に対しては、別室での反省指導と授業へ参
加させながらの反省指導を繰り返し行うことで、より効果を高めることが
できます。

[Q 5] 小・中学校において、授業中に問題行動を起こしたので他の場所で
指導することはできますか。

[A]

基本的には、授業の中で指導していくことが大切です。しかし、授業を
進めることが困難となる場合や、他の児童生徒や教職員の心身の安全が脅
かされるおそれのある場合には、校内の別の場所で指導することができます。
別室で指導する場合は、次の点に留意することが大切です。

指導経過や指導の意図をはっきりさせるなど、指導に当たる教職員
相互が連携をして進めます。

学習が遅れないよう、別途計画を立てて指導を進めます。

保護者に、別室での指導についての趣旨を説明し理解を得て、指導
を進めます。

指導に従わないような場合には、保護者の協力を求めたり、警察等
関係機関と連携するなどして組織的な対応を進めます。

[Q 6] 小・中学校において、問題行動を起こした児童生徒に対し、別室で継続して指導をすることはできますか。

[A]

学校において必要と認められた場合は、児童生徒を一定期間継続して、校内において他の児童生徒と異なる場所で特別の指導計画を立てて指導することも有効です。

その場合、学校や児童生徒の実態に応じ、指導内容、期間、方法、場所等について十分に配慮して指導することが大切です。さらに、対応の方法については、学校体制として進められるようあらかじめ決めて対応していくことが大切です。

具体的には、児童生徒とともに校舎内の清掃活動を行ったり、静かな部屋で児童生徒の不安や悩みをじっくり聞いたり、児童生徒と一緒に話し合ったり、児童生徒自らの内面を見つめさせるなど、自己変革ができるような場をもつことが考えられます。

[Q 7] 小・中学校において、児童生徒が、校内でタバコを吸っている場面を発見しました。別室で特別な指導をすることはできますか。

[A]

法律で認められていない行為を行っている場合には、校内の他の児童生徒と異なる場所での指導はできません。また、複数の教職員で対応し、喫煙の問題性について理解させるように、家庭と連携して指導を進めていく必要があります。

[Q 8] 小・中学校において問題行動を起こした児童生徒を、保護者と連携し、家庭に帰して指導をすることは可能ですか。

[A]

学校教育法施行規則第26条において、公立の小・中学校では、児童生

徒に対する懲戒として退学（学校教育法第71条の規程により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの〔以下「併設型中学校」という。〕を除く。）及び停学の措置をとることはできません。したがって、実質的に停学に当たる措置は、自宅謹慎、自宅学習等いかなる名称であれ、法令上禁止されています。

ただし、児童生徒や教職員に対し、暴力行為を繰り返し、正常な学校生活が行われない場合には、学校教育法第35条及び第49条において出席停止の措置が定められています。

(4) 判例

高知地裁昭和63年6月6日判決（無期停学処分取消等請求事件）

「校長が原告に対して行った家庭謹慎措置は、非公式的色彩があつて生徒指導要録には記入せず教育的指導をも伴っている点において停学より軽いといえるが、登校を認めない点において停学と同じであるから、停学そのものであるとはいえないけれども、これに準ずる懲戒であるといわざるを得ず、…（中略）…懲戒が必要であるかどうか及び必要であるとしてどの程度の懲戒を行うかについては、やはり校長が裁量権を有するものというべきところ、右認定の事実及び前記の家庭謹慎の内容等に懲ずると、校長が原告に対してした家庭謹慎措置が裁量権を逸脱した違法なものであるとは認めがたい。」

4 体罰

(1) 基本的な考え方

ア 体罰とは、なぐる・ける等の身体への侵害のみでなく、肉体的な苦痛を与えるような懲戒もまたこれに該当します。

イ 教職員は児童生徒の指導に当たり、児童生徒に体罰を加えることは、法律で禁止されており、いかなる場合においても体罰を用いてはなりません。

ウ 体罰は、児童生徒に力による課題解決への志向を助長させ、児童生徒の課題解決能力の育成を阻害するとともに、いじめや暴力行為などの発生につながる恐れがあります。

(2) 留意点

ア 体罰は、教育効果がないだけでなく、反発心を生み、信頼関係を崩し、不信を生むことになり、その後の指導が難しくなります。

イ 体罰を加えた教職員は、職務上の義務に違反したものとして行政上の責任を追及され、懲戒処分の対象となります。さらに、児童生徒に体罰を加えけがをさせるなどした場合には、暴行罪、傷害罪という刑事上の責任や、民事上の責任として、損害賠償の責任を追及される場合があります。

ウ 「場合によっては、体罰は容認される。」と考えるのは誤りであることを、すべての教職員に徹底する必要があります。

エ 児童生徒が指導に従わないときの対応方法や、問題行動に係る特別な指導の進め方を、すべての教職員が確認しておくことが必要です。

(3) Q & A

[Q 1] どのようなものが体罰に当たりますか。

[A]

なぐる、ける等の身体に対する侵害は体罰に当たります。また、長時間にわたって、児童生徒を正座させたり、教室や廊下に立たせたりすることや、用便に行かせなかったり食事時間を過ぎても長く教室内に留め置いたりするなどの肉体的苦痛を与えることは体罰に当たります。

[Q 2] 暴力行為やいじめを止めに入るのも、力による制止を伴えば体罰になりますか。

[A]

暴力行為やいじめについては、絶対に止めなければなりません。状況によっては、物理的な力を加えなければならないことも考えられますが、できるだけ多くの教職員で対応し、暴力を振るえないように抱えこむなど、制止の方法については慎重である必要があります。

[Q 3] 体罰防止のためには、どのようなことが大切ですか。

[A]

児童生徒が教職員の指導に従わない時の対応方法や問題行動に係る特別な指導の進め方等について、ロールプレイング等の実践的な研修を通してあらかじめ教職員が確認するなど、研修の改善、充実に努めます。

また、教職員としての適切な服装や身の回りの整理整頓の徹底、時間を守ることなど、服務規律を徹底することが法規法令を遵守する態度に繋がります。

(4) 法令・例規・通知等

ア 学校教育法

第11条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

イ 学校教育法施行規則

第26条 校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当たっては、児童等の心身の発達に応ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。

ウ 刑法

第204条（傷害） 人の身体を傷害したものは、15年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第208条（暴行） 暴行を加えたものが人を傷害するに至らなかったときは、2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

エ 生徒に対する体罰禁止に関する教師の心得

（昭和24年8月2日法務府発表）

「教育法で体罰禁止が規定されているが、最近児童生徒に対する体罰問題がやかましい折柄教師の児童懲戒権がどの程度まで認められるかについて宇都宮少年保護視察所で法務府当局と研究中であったが、2日当局から教師の心得として次の7カ条が明らかにされた。

- （1） 用便に行かせなかつたり食事時間が過ぎても教室に留め置くことは肉体的苦痛を伴うから体罰となり、学校教育法に違反する。
- （2） 遅刻した生徒を教室に入れず、授業を受けさせないことは例え短時間でも義務教育では許されない。

- (3) 授業時間中怠けた，騒いだからといって生徒を教室外に出すことは許されない。教室内に立たせることは体罰にならない限り懲戒権内として認めてよい。
- (4) 人の物を盗んだり，こわしたりした場合など，こらしめる意味で，体罰にならない程度に，放課後残しても差支えない。
- (5) 盗みの場合などその生徒や証人を放課後訊問することはよいが自白や供述を強制してはならない。
- (6) 遅刻や怠けたことによって掃除当番などの回数を多くするのは差支えないが，不当な差別待遇や酷使はいけない。
- (7) 遅刻防止のための合同登校は構わないが軍事教練的色彩を帯びないように注意すること。」

オ 学校における暴力事件の根絶について

(昭和32年7月16日 文部省初等中等教育局長通達)

- 1 教職員は，つねに自らの人格の向上に努め，愛情をもって適切な指導を行うとともに，厳正な態度をもって学校秩序の維持を図らなければならない。
- 2 児童生徒に対する懲戒は，教育上の必要に基いてなされるものであって，真に教育的な配慮をもって慎重適確にすべきである。いやしくも一時の感情に支配されて軽率な処分をするようなことがあってはならない。
- 3 体罰は，法律により厳に禁止されているところである。教職員は児童生徒の指導に当たり，いかなる場合においても体罰を用いてはならない。

カ 懲戒処分の指針の一部改正について

(平成18年12月20日広島県教育委員会通知一部抜粋)

- 1 一般服務関係
- (12) 体罰
 - ア 体罰により，児童・生徒を死亡させ，又は児童・生徒に重大な後遺症が残る負傷を与えた職員は，免職とする。
 - イ 体罰により，児童・生徒に負傷を与えた職員は，体罰の形態を考慮し，停職，減給又は戒告とする。また，負傷がない場合であっても，体罰の形態によっては同様とする。

キ 「学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方」

(平成19年2月5日文部科学省初等中等教育局通知一部抜粋)

- 1 体罰について
 - (1) 児童生徒への指導に当たり，学校教育法第11条ただし書にいう

体罰は、いかなる場合においても行ってはならない。教員等が児童生徒に対して行った懲戒の行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。

- (2) (1)により、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とする懲戒(殴る、蹴る等)、被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒(正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等)に当たると判断された場合は、体罰に該当する。
- (3) 個々の懲戒が体罰に当たるか否かは、単に、懲戒を受けた児童生徒や保護者の主観的な言動により判断されるのではなく、上記(1)の諸条件を客観的に考慮して判断されるべきであり、特に児童生徒一人一人の状況に配慮を尽くした行為であったかどうか等の観点が必要である。
- (4) 児童生徒に対する有形力(目に見える物理的な力)の行使により行われた懲戒は、その一切が体罰として許されないというものではなく、裁判例においても、「いやしくも有形力の行使と見られる外形をもった行為は学校教育法上の懲戒行為としては一切許容されないとするは、本来学校教育法の予想するところではない」としたもの(昭和56年4月1日東京高裁判決)、「生徒の心身の発達に応じて慎重な教育上の配慮のもとに行うべきであり、このような配慮のもとに行われる限りにおいては、状況に応じ一定の限度内で懲戒のための有形力の行使が許容される」としたもの(昭和60年2月22日浦和地裁判決)などがある。
- (5) 有形力の行使以外の方法により行われた懲戒については、例えば、以下のような行為は、児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常体罰には当たらない。
- 放課後等に教室に残留させる(用便のためにも室外に出ることを許さない、又は食事時間を過ぎても長く留め置く等肉体的苦痛を与えるものは体罰に当たる)。
 - 授業中、教室内に起立させる。
 - 学習課題や清掃活動を課す。
 - 学校当番を多く割り当てる。
 - 立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。
- (6) なお、児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使は、もとより教育上の措置たる懲戒行為として行われたものではなく、これにより身体への侵害又は肉体的苦痛を与えた場合は体罰には該当しない。

また、他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目前の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使についても、同様に体罰に当たらない。これらの行為については、正当防衛、正当行為等として刑事上又は民事上の責めを免れうる。

2 児童生徒を教室外に退去させる等の措置について

- (1) 単に授業に遅刻したこと、授業中学習を怠けたこと等を理由として、児童生徒を教室に入れず又は教室から退去させ、指導を行わないままに放置することは、義務教育における懲戒の手段としては許されない。
- (2) 他方、授業中、児童生徒を教室内に入れず又は教室から退去させる場合であっても、当該授業の間、その児童生徒のために当該授業に代わる指導が別途行われるのであれば、懲戒の手段としてこれを行うことは差し支えない。
- (3) また、児童生徒が学習を怠り、喧騒その他の行為により他の児童生徒の学習を妨げるような場合には、他の児童生徒の学習上の妨害を排除し教室内の秩序を維持するため、必要な間、やむを得ず教室外に退去させることは懲戒に当たらず、教育上必要な措置として差し支えない。
- (4) さらに、近年児童生徒の間に急速に普及している携帯電話を児童生徒が学校に持ち込み、授業中にメール等を行い、学校の教育活動全体に悪影響を及ぼすような場合、保護者等と連携を図り、一時的にこれを預かり置くことは、教育上必要な措置として差し支えない。

(5) 判例

ア 大阪高裁昭和30年5月16日判決（教員懲戒生徒頭部殴打事件）

「殴打のような暴力行為は、たとえ教育上必要があるとする懲戒行為としてでも、その理由によって犯罪の成立上違法性を阻却せしめるといような法意であるとは、とうてい解されないのである。」

イ 静岡地裁昭和63年2月4日判決（催眠術遊び体罰事件）

「教員が教育上好ましからざる所為のあった生徒等を指導する際に、教科書の背で軽くコツコツと頭部に触れたり、反省の意思を確実なものにするため平手で肩を叩くなど、厳密に言えば有形力の行使があったといわざるをえない場合であっても、なお体罰には該当しないと評価すべき事例がありえよう。要するに、体罰に該当するか否かは、…（中略）」

…教員が行った行為の態様のほか，生徒等の年齢・健康状態，場所的及び時間的環境等諸般の事情を考慮し，制裁として肉体的苦痛を与えるものといえるか否かによって決すべきである。」

5 出席停止

(1) 基本的な考え方

ア 児童生徒の問題行動に関して，校長を中心に全教職員が一致協力して解決に努め，本人や保護者に対してきめ細かく指導したにもかかわらず，問題行動が繰り返し行われ，ますます深刻なものになることは，本人の自己実現を阻むとともに，他の児童生徒に悪影響を及ぼします。

イ 学校は，児童生徒が安全かつ安心して楽しく学ぶことのできる環境を確保するという基本的な責務をもっています。したがって，度重なる指導にも従わず，問題行動を再発する児童生徒には，学校の秩序の維持や他の児童生徒の義務教育を受ける権利を保障する観点からの早急な取組が必要になってきます。児童生徒を指導から切り離すことは根本的な解決にはならないという基本認識にたつて，一人一人の児童生徒の状況に応じたきめ細かい指導の徹底を図ることが必要です。

ウ 学校教育法第35条，第49条において，公立小・中学校では，性行不良であつて他の児童生徒の教育に妨げがあると認められる児童生徒があるとき，市町村教育委員会の権限と責任において，その保護者に対して，一定期間，児童生徒の出席停止を命じることのできる制度が定められています。

エ 問題行動を起こす児童生徒に対する措置としては，出席停止のほかに児童福祉法や少年法に基づく措置等があります。日常的な関係機関との連携の下で，当該児童生徒の立ち直りのために，望ましい処遇の在り方を検討する必要があります。

(2) 留意点

ア 必要に応じて関係機関への連絡を行います。また，家庭の監護能力に著しく問題があると認められる場合には，児童福祉法に基づいて，こども家庭センター（児童相談所）に対して通告等を行い，その協力を求めます。

イ 出席停止の期間は，学校の秩序の回復とともに，当該児童生徒の状況，他の児童生徒の心身の安定，保護者の監護等を考慮して，総合的に判断します。

ウ 出席停止は，教育を受ける権利に関わる措置であることから，措置の目的を達成するための必要性を踏まえて，可能な限り短い期間となるよう配慮します。

エ 出席停止を保護者に命ずる際には，理由及び機関を記載した文書を交付します。また，出席停止通知書は，文書の手交又は郵送で行い，口頭のみで行うことはできません。

出席停止の流れ	指導及び留意点
<p>問題行動の発生及び再発</p>	<p>再発防止の指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該児童生徒から事情を聞き，背景，要因を把握し解決の方策をさぐる。 ・ 校内における特別な指導の結果はどうであったか。 ・ 家庭訪問等を行い保護者と連携する。 ・ 警察等の関係機関と連携する。
<p>↓</p> <p>関係教育委員会へ状況を報告</p>	<p>直接対面して行う。 出席停止の趣旨や適用要件を十分に説明する。 保護者からの弁明を聞く。</p>
<p>↓</p> <p>関係教育委員会が当該保護者から意見を聴取</p>	<p>当該児童生徒及び保護者に反論や弁明する機会を十分用意したか。</p>
<p>↓</p> <p>当該児童生徒・保護者に弁明する機会を用意</p>	<p>問題行動の態様及び学校の実情を踏まえる。 校長の判断を尊重する。 適切な出席停止期間とする。</p>
<p>↓</p> <p>教育委員会規則により適用決定</p>	<p>関係教育委員会の関係者又は管理職が立ち会い，保護者及び本人を同席させて行う。 出席停止の期間中における保護者の監督義務について説明する。</p>
<p>↓</p> <p>出席停止の通知</p>	<p>定期的な家庭訪問する。 学校復帰へ向けての支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個別の指導計画を作成する。 ・ 学校の様子を知らせる。
<p>↓</p> <p>アフターケア</p>	

学校は，当該児童生徒の出席停止期間終了後，速やかに関係教育委員会へ出席停止報告書を提出する。

(例)

出席停止通知書

発 第 号
平成 年 月 日

様

市町教育委員会 

学校教育法第35条及び同法第49条の規定に基づき、次のとおり出席を停止する。

- 1 児童生徒氏名： (平成 年 月 日生)
- 2 住 所：
- 3 学 校 名：
- 4 学 年 及 び 組：
- 5 保 護 者 氏 名：
- 6 出席停止期間：平成 年 月 日～平成 年 月 日
- 7 出席停止の理由：

(例)

出席停止報告書

平成 年 月 日

市町教育委員会教育長 様

市・町立 学校
校長 印

次の児童生徒は、性行不良であり、他の児童生徒の教育に妨げがあると認められるため、学校教育法第35条及び同法第49条の規定に基づき出席停止の措置をとりましたので報告します。

- 1 児童生徒氏名： (平成 年 月 日生)
- 2 住 所：
- 3 学年及び組：
- 4 保護者氏名：
- 5 出席停止期間：平成 年 月 日～平成 年 月 日
- 6 出席停止の理由：
- 7 指導の内容：

(3) Q & A

[Q 1] 学校は、出席停止の期間中の児童生徒に対して、どのような指導をすればよいですか。

[A]

出席停止の期間中においては、学校としては、保護者との連携・協力を図りながら、当該児童生徒に対する指導を継続して行うことが大切です。例えば、学級担任や生徒指導主事等が計画的に家庭訪問を行い、学校復帰に向けての、当該児童生徒の生活や学習に対する計画を、保護者とともに考えさせ、実行できるよう支援します。

また、学校や学級へ円滑な復帰ができるよう、学校や学級の様子を伝え、学級の一員としての帰属意識を高めるよう指導します。

[Q 2] 学校外での生徒間暴力で、出席停止を言い渡すことができますか。

[A]

法に規定されている「出席停止」は、学校の教育活動が困難となり、他の児童生徒の義務教育を受ける権利を保障する観点から設けられています。その意味で解せば、出席停止の対象となる問題行動(性行不良)は、主として、校内に限定されています。

したがって、校外の生徒間暴力については、当該問題行動の範囲と出席停止の要件から、その適用には、慎重を要します。

(4) 法令等

ア 学校教育法

第35条 市町村の教育委員会は、性行不良であつて他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

...第49条 第35条...の規定は、中学校に、これを準用する。

イ 出席停止制度の運用の在り方について

(平成13年11月6日 文部科学省初等中等教育局長通知)

先の第151回国会において成立した「学校教育法の一部を改正する法律」の改正の趣旨及び概要については、既に本年7月11日付け文部科学事務次官通知(文科初第466号)により通知したところであり、公立の小学校及び中学校の出席停止制度に関しては、その一層適切な運用を期するため、要件の明確化、手続に関する規定の整備、出席停止期間中の学習支援等の措置を講ずることを内容とする改善が図られました(第26条関係)。この出席停止に関する改正規定の施行日は、平成14年1月1日となっております。

一方、先般公表した「平成12年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の速報値によれば、暴力行為の発生件数が過去最高となるなど、生徒指導上の諸問題は憂慮すべき状況にあります。

このような状況を踏まえ、文部科学省では、今後の出席停止制度の運用の在り方について、従来の昭和58年12月5日付け文初中第322号「公立の小学校及び中学校における出席停止等の措置について」の内容に関して、法改正を踏まえた所要の見直しを図り、下記のとおり留意点をとりまとめました。ついては、各都道府県におかれては、これに関して十分に御理解いただき、域内の市町村教育委員会等に対して、改正の趣旨について周知を図るとともに、必要に応じて指導、助言又は援助をお願いします。

なお、本通知に関しては、その内容について、内閣府、警察庁、法務省及び厚生労働省と協議済みであり、また、これらの府省庁に対し、それぞれの関係機関等に本通知の内容の周知方を依頼してあることを申し添えます。

記

1 制度の運用の基本的な在り方について

(1) 制度の趣旨・意義

出席停止の制度は、本人に対する懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し、他の児童生徒の義務教育を受ける権利を保障するという観点から設けられた制度である。

もとより、学校は児童生徒が安心して学ぶことができる場でなければならず、その生命及び心身の安全を確保することが学校及び教育委員会に課せられた基本的な責務である。こうした責務を果たしていくため、教育委員会においては、今回の法改正の趣旨を踏まえ、定められた要件に基づき、適正な手続を踏みつつ、出席停止制度を一層適切に運用することが必要で

ある。また、出席停止制度の運用に当たっては、他の児童生徒の安全や教育を受ける権利を保障すると同時に、出席停止の期間において当該児童生徒に対する学習の支援など教育上必要な措置を講ずることが必要である。

(2) 市町村教育委員会の権限と責任

出席停止の措置は、国民の就学義務とも関わる重要な措置であることにかんがみ、市町村教育委員会の権限と責任において行われるものとされている。具体的には、出席停止に関し、事前の指導、措置の適用の決定、期間中及び期間後の指導、関係機関との連携等にわたって市町村教育委員会が責任を持って対処する必要がある。特に、今回の法改正では、事前の手續及び出席停止期間中の学習支援等について規定されるなど、制度の運用上、市町村教育委員会が一層適切な役割を果たすことが求められている。

こうしたことを踏まえ、市町村教育委員会において、出席停止を命ずる権限を校長に委任することや、校長の専決によって出席停止を命ずることについては、慎重である必要がある。もとより、校長は、学校の実態を把握し、その安全管理や教育活動について責任を負う立場にあることから、市町村教育委員会が出席停止制度を運用する際には、校長の意見を十分尊重することが望ましい。

(3) 事前の指導の在り方

児童生徒の問題行動に対応するためには、日ごろからの生徒指導を充実することが、まずもって必要であり、学校が最大限の努力を行っても解決せず、他の児童生徒の教育が妨げられている場合に、出席停止の措置が講じられることになる。このため、特に次のような点に留意して指導に当たることが大切である。なお、公立の小学校及び中学校については、自宅謹慎、自宅学習等を命ずることは法令上許されておらず、こうした措置は、出席停止の在り方について十分な理解がなされ、適切な運用が行われることによって解消が図られるべきものである。

各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間など学校の教育活動全体を通じ、教職員が一致協力して社会性や規範意識など豊かな人間性を育成する指導を徹底すること。その際、ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動を効果的に取り入れること。

教職員が児童生徒の悩みや不安を受け止め、カウンセリングマインドを持って接するよう努めること。併せてスクールカウンセラーを有効に活用するなど校内の教育相談の充実を図ること。

問題行動の兆候を見逃さず、適切な対応を行うとともに、問題行動の

発生に際しては、教職員が共通理解の下に毅然とした態度で指導に当たること。暴力行為に及ぶ児童生徒に対し、教職員は、正当防衛としての行為をするなどの対応もあり得ること。体罰については、学校教育法第11条により厳に禁止されているものであること。

問題を抱え込むことなく、家庭や地域社会、さらには児童相談所や警察などの関係機関との連携を密にすること。生徒指導の方針や実情について説明責任を果たし、外部の意見を教育活動に適切に反映させること。実情に応じて、サポートチーム(個々の児童生徒の状況に応じ、問題行動の解決に向けて学校、教育委員会及び関係機関等が組織するチーム)など、地域ぐるみの支援体制を整備して指導に当たること。

深刻な問題行動を起こす児童生徒については、前述の対応や個別の指導・説諭を行うほか、必要と認められる場合には、学校や児童生徒の実態に応じて十分に配慮しつつ、一定期間、校内において他の児童生徒と異なる場所で特別の指導計画を立てて指導すること。さらに、児童生徒に対する指導の過程において、家庭との連携を図り、保護者への適切な指導・助言・援助を行うこと。

2 要件について

問題行動を起こす児童生徒がある場合、出席停止の適用の判断については、前述の1(1)に示した出席停止制度の趣旨や意義にかんがみ、多くの児童生徒の安全や教育を受ける権利を保障する観点を重視しつつ、個々の事例に即して具体的かつ客観的に行われなければならない。

出席停止の適用に当たっては、「性行不良」であること、「他の児童生徒の教育に妨げがある」と認められることの二つが基本的な要件となっており、今回の法改正では、法律上の要件を明確化する観点から、「性行不良」に関して、四つの行為類型をそれぞれ各号に掲げ、それらを「一又は二以上を繰り返し行う」ことを例示として規定したものである(第1項)。

第1号は、他の児童生徒に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為であり、その例としては、他の児童生徒に対する威嚇、金品の強奪、暴行等が挙げられる。なお、いじめについては、その態様は様々であるが、傷害には至らなくとも一定の限度を超えて心身の苦痛を与える行為に関しては、出席停止の対象とすることがあり得るところであり、いじめられている児童生徒を守るため、適切な対応をとる必要がある。

第2号は、職員の傷害又は心身の苦痛を与える行為であり、その例としては、職員に対する威嚇、暴言、暴行等が挙げられる。なお、財産上の損失を

与える行為については、職員の場合、成人であることを考慮し、児童生徒と異なり本号では規定していない。

第3号は、施設又は設備を損壊する行為であり、その例としては、窓ガラスや机、教育機器などを破壊する行為が挙げられる。

第4号は、授業その他の教育活動の実施を妨げる行為であり、その例としては、授業妨害のほか、騒音の発生、教室への勝手な出入り等が挙げられる。

3 事前の手續について

今回の法改正では、市町村教育委員会が出席停止を命ずる場合の事前の手續として、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならないこととしたところである(第2項)。これらの点を含め、教育委員会規則に基づく慎重な手續の下、出席停止について関係者の理解と協力が得られ、その適切な運用がなされるよう、以下の点に留意する必要がある(教育委員会規則の整備(第3項)に関しては後記6を参照すること)。

(1) 事前の説明等

学校においては、保護者等の全体に対して、生徒指導に関する基本方針等について説明を行う時など適切な機会をとらえて、出席停止制度の趣旨に関する説明を行い、適切な理解を促すことが望ましい。

なお、深刻な問題行動を起こす児童生徒については、個別の指導記録を作成し、問題行動の事実関係や児童生徒及び保護者に対する指導内容等を事実即して記載しておくことが適当である。

(2) 意見の聴取

当該児童生徒による問題行動が繰り返され、市町村教育委員会等において出席停止を講じようとする場合、これを命ずるに先立って、正当な理由なく意見聴取に応じない場合を除き、当該保護者の意見を聴取しなければならない。意見聴取は、緊急の場合等を除き、保護者と直接対面して行い、今後の指導の方針などの説明を併せて行うことが望ましい。なお、意見聴取は主として保護者からの弁明を聴くものであって、保護者の同意を得ることまでは必要ないが、保護者の監護の下で指導を行うという制度の性質を踏まえると、保護者の理解と協力が得られるよう努めることが望ましい。

当該児童生徒については、平成6年5月20日付け文初高第149号「児童の権利に関する条約」について」に引き続き留意しつつ、出席停止を円滑に措置し、指導を効果的なものとする観点等から、当該児童生徒の意見を聴取する機会を設けることに配慮するものとする。

問題行動の被害者である児童生徒や保護者については、事実関係等を的確に把握するために事情を聴くとともに、事後の対応に関して説明するなど適切に対処することが必要である。また、出席停止の適用について適切な判断を下すとともに、事後の指導を円滑に行う観点から、かねてから当該児童生徒に対する指導に関わってきた関係機関の専門的な職員の意見を参考とすることも考えられる。

(3) 適用の決定

出席停止の適用の決定は、市町村教育委員会において、教育委員会規則の規定にのっとり、問題行動の態様及び学校の実情を踏まえ、校長の判断を尊重しつつ、保護者等からの意見聴取を行った上で行わなければならない。また、出席停止が、他の児童生徒の安全や教育を受ける権利を保障するための制度であることを十分に踏まえ、適時に適用を決定することが必要である。

問題行動を起こす児童生徒に対する措置としては、出席停止のほか、児童福祉法や少年法に基づく措置等があり、かねてからの関係機関との連携の下、当該児童生徒の立ち直りのため、望ましい処遇の在り方を検討する必要がある。出席停止を講ずる際には、必要に応じて関係機関への連絡を行うことが適当である。特に問題行動が生命や身体に対する危険をもたらすものである場合、警察の協力を得る等の措置を併せとることが必要である。また、家庭の監護能力に著しく問題があると認められる場合には、児童福祉法に基づいて児童相談所に対して通告等を行い、その協力を求めることが適当である。

出席停止の期間は、出席停止の制度の意義にかんがみ、学校の秩序の回復を第一に考慮し、併せて当該児童生徒の状況、他の児童生徒の心身の安定、保護者の監護等を考慮して、総合的な判断の下に決定する必要がある。期間は、個々の事例により異なるものであるが、出席停止が教育を受ける権利に関わる措置であることから、措置の目的を達成するための必要性を踏まえ、可能な限り短い期間となるよう配慮する必要がある。なお、出席停止期間中の当該児童生徒の状況によっては、決定の手續に準じて、出席停止を解除することができる。

(4) 文書の交付

出席停止を保護者に命ずる際には、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。命令の伝達は文書の手交又は郵送によることとし、口頭のみにより命ずることは認められない。

出席停止を命ずる文書には、理由及び期間のほか、当該児童生徒の氏名、学校名、保護者の氏名、命令者である市町村教育委員会名、命令年月日等について記載することが適当である。また、理由の記載に当たっては、根拠となる法律の条項や要件に該当する事実を明示することが必要である。

出席停止を命ずるに当たっては、市町村教育委員会の教育長等の関係者又は校長や教頭が立ち会い、保護者及び児童生徒を同席させて、出席停止を命じた趣旨や、個別指導計画の内容など今後の指導の方針について説明する等の配慮をすることが望ましい。

(5) 教育委員会の役割と連携

市町村教育委員会は、平素から管下の学校や児童生徒の実態を十分に把握しておき、問題行動を起こす児童生徒への対応に関して学校への指導・助言・援助を行うとともに、出席停止の事前手続に適正を期する必要がある。一方、学校は、問題行動を起こす児童生徒があるときには、市町村教育委員会に対し学校や児童生徒の状況を随時報告する等連絡体制を十分とり、必要な指示や指導を受けながら、対処する必要がある。出席停止の適用を決定する際には、市町村教育委員会において、学校及び関係機関等との連携を図りつつ、出席停止期間中の当該児童生徒に対する個別指導計画を策定することが必要である。

また、市町村教育委員会は、出席停止の要件に該当する深刻な問題行動を起こす児童生徒があるときには、適時に都道府県教育委員会との連携をとりつつ対応することが望ましい。その際、都道府県教育委員会は、市町村教育委員会あるいは学校の自主性・自律性に配慮しつつ、指導主事やスクールカウンセラー等の派遣、教職員配置の工夫などの措置を通じて支援を行うことが望ましい。

4 期間中の対応について

今回の法改正では、市町村教育委員会が、当該児童生徒の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとすることと定められたところであり(第4項)、出席停止期間中の対応が適切になされるよう、以下の点に留意する必要がある。

(1) 市町村教育委員会及び保護者の責務

市町村教育委員会は、出席停止を措置する場合、自らの責任の下、学校の協力を得つつ当該児童生徒に関する個別指導計画を策定し、出席停止の期間における学校あるいは学校外における指導体制を整備して、学習への支援など教育上必要な措置を講じ、当該児童生徒の立ち直りに努めることが必要である。その際、当該児童生徒の在籍する学校における取組の充実

を図るとともに、関係機関との連携を十分視野に入れて、適切に対処することが大切である。

出席停止期間中においては、当該児童生徒に対して保護者が責任を持って指導に当たることが基本であり、出席停止の措置に当たって、市町村教育委員会及び学校が保護者に対し自覚を促し、監護の義務を果たすよう積極的に働きかけることが極めて重要である。このため、市町村教育委員会及び学校は、保護者に対して、事前の手續等において、個別指導計画の内容等について十分に説明し、理解と協力を得るよう努めるとともに、必要に応じ、家庭環境の改善を図るため、関係機関の協力を得て指導や援助(子育て相談を含む)を行うことが適当である。また、家庭の監護に問題がある場合、出席停止期間中、家庭以外の場において当該児童生徒に対する指導を行うことも考えられる。

もとより、出席停止は学校の秩序の回復を図るものであり、市町村教育委員会としては、当該児童生徒への対応のみならず、他の児童生徒に対する正常な教育活動が円滑になされるよう、適切な措置をとることが必要である。

(2) 当該児童生徒に対する指導

出席停止の期間においては、当該児童生徒が学校や学級へ円滑に復帰することができるよう、規範意識や社会性、目的意識等を培うこと、学校や学級の一員としての自覚を持たせること、学習面において基礎・基本を補充すること、悩みや葛藤を受け止めて情緒の安定を図ることなどを旨として指導や援助に努めることが必要である。

学校としては、学級担任、生徒指導主事等の教員が計画的かつ臨機に家庭への訪問を行い、反省文、日記、読書その他の課題学習をさせる等適切な方法を採用することとなるが、このほか、家庭の監護に問題がある場合などでは、市町村教育委員会が主導性を発揮し、状況に応じて次のような対応をとることが有効である。

教育委員会及び学校の職員やスクールカウンセラー等のほか、児童相談所、警察、保護司、民生・児童委員等の関係機関からなるサポートチームを組織し、適切な役割分担の下に児童生徒及び保護者への指導や援助を行うこと。

教育センターや少年自然の家等の社会教育施設などの場を活用して、教科の補充指導、自然体験や生活体験などの体験活動、スポーツ活動、教育相談などのプログラムを提供すること(宿泊を伴う活動を含む)

地域の関係機関や施設，ボランティア等の協力を得て，社会奉仕体験や勤労体験・職業体験などの体験活動の機会を提供すること

なお，出席停止期間における当該児童生徒に対する指導については，学校外において行うことが基本であるが，校内での指導を取り入れることが当該児童生徒の立ち直りを図る上で有効であると認める場合には，他の児童生徒の教育の妨げとならない限りにおいて，これを行うこともあり得る。

こうした指導が適切に行われるようにするため，市町村教育委員会は，指導主事を学校等へ派遣して実態の把握と指導・助言に当たるほか，実情に応じて，学校外での指導の場や機会の確保，地域や関係機関等への積極的な働きかけ(協議会の設置など)，サポートチームの運営や当該児童生徒への直接の指導に当たる人材の確保などを行うことが適当である。また，都道府県教育委員会は，市町村教育委員会において適切な措置が十分に講じられるよう，指導主事やスクールカウンセラー等の派遣，教職員定数の加配等の人的措置，教育センターの機能の活用，関係機関への働きかけなどの支援を行うことが望ましい。

家庭の監護能力に著しく問題があると認められるなど児童福祉法に関わる事案については，児童相談所において当該児童生徒に関する調査を行った上で処遇の在り方を検討し，総合的な判断を行うこととなるので，教育委員会及び学校は，平素から児童相談所との連携を密にし，出席停止期間中の指導への協力を求めることが適当である。さらに，出席停止期間において当該児童生徒が深刻な問題行動を起こす場合，教育委員会として，保護者の意向にも配慮しつつ，児童相談所に対して児童福祉法上の対応(例 在宅指導，一時保護，児童福祉施設入所措置等)について検討を要請することも考えられる。

出席停止期間中，当該児童生徒の非行が予想される場合には，警察等との連携を図り，その未然防止に努めることが必要である。

(3) 他の児童生徒に対する指導

学校においては，他の児童生徒の動揺を鎮め，校内の秩序を回復するとともに，当該児童生徒が再び登校してきた場合に円滑な受入れができるよう，他の児童生徒に対して友情の尊さを理解させ，協力し合って学校や学級の生活を向上させることが必要であることを認識させる等適切な指導を行う必要がある。また，当該児童生徒の問題行動の被害者である児童生徒の心のケアについて配慮することが大切である。

5 期間後の対応について

(1) 学校復帰後の指導

出席停止の期間終了後においても、学校においては、保護者や関係機関との連携を強めながら、当該児童生徒に対し将来に対する目的意識を持たせるなど、適切な指導を継続していくことが必要である。その際、当該児童生徒や地域の実情に応じて社会奉仕体験や自然体験、勤労体験・職業体験などの体験活動を効果的に取り入れていくことが望ましい。

(2) 指導要録等の取扱い

出席停止の措置を行った場合における当該児童生徒の指導要録の取扱いについては、次の点に留意して、適切に行うことが必要である(平成13年4月27日付け文科初第193号「小学校児童指導要録、中学校生徒指導要録、高等学校生徒指導要録、中等教育学校生徒指導要録並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部児童指導要録、中学部生徒指導要録及び高等部生徒指導要録の改善等について」参照)。

「出欠の記録」の「出席停止・忌引等の日数」欄に出席停止の期間の日数が含まれ、他所定の欄(例えば「備考」など)に「出席停止・忌引等の日数」に関する特記事項が記入されることとなること

「総合所見及び指導上参考となる諸事項」については、その後の指導において特に配慮を要する点があれば記入することとなること

対外的に証明書を作成するに当たっては、単に指導要録の記載事項をそのまま転記することは必ずしも適当でないので、証明の目的に応じて、必要な事項を記載するように注意することが必要であること

6 教育委員会規則の整備等

出席停止の措置は、学校教育法の規定に直接基づいて行うことができるが、今回の法改正では、出席停止の命令の手續に関し必要な事項は教育委員会規則で定めるものとされたところであり(第3項)、出席停止の適正な運用を図る観点から、その施行日(平成14年1月11日)までに、以下の点に留意して所要の教育委員会規則を整備するなど適切な対応をとる必要がある。規則の整備の在り方としては、市町村立学校管理規則の一部を改正する方法、又は、出席停止の手續に関する規則を新たに制定する方法などが考えられる。

(1) 規定する事項

手續に関する規則の整備に当たっては、出席停止を命ずる主体等に関する基本的な定めのほか、出席停止を命ずる場合、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない旨の規定を設けることが必要である。なお、前記1(2)のとおり、市町村教育委員会の権限と責任において措置を決定し、命令を行うことが望

ましいことから、出席停止を命ずる権限を校長に委任することや、校長の専決によって出席停止を命ずることができるように規定することは、慎重である必要がある。

このほか、出席停止の手続に関しては、市町村教育委員会の判断により、例えば以下のような規定を設けることも考えられる。

保護者からの意見聴取の具体的な方法に関する規定

当該児童生徒からの意見聴取に関する規定

被害者である児童生徒や保護者への対応に関する規定

出席停止の期間の設定の在り方に関する規定

交付文書の記載内容や様式を定める規定

校長からの意見具申に関する規定

その他出席停止の手続に関する必要な規定

また、これらの手続に関する事項のほか、市町村教育委員会の判断により、出席停止の要件、期間中の支援の在り方などに関する事項について教育委員会規則において規定することもできる。

(2) その他

市町村教育委員会又は学校が、学校教育法及び教育委員会規則の範囲内で、地域や学校の実情に応じ、出席停止制度の運用全般について、より具体的な運用指針や内規を整備することも考えられる。

6 懲戒

(1) 基本的な考え方

ア 懲戒のうち、退学、停学、訓告の処分は校長が行います。この退学、停学、訓告を「処分としての懲戒」と呼び、校長、教職員が行うことができる叱責などの「事実行為としての懲戒」と区別しています。また、いかなる場合も体罰を加えることはできません。

イ 退学は、公立の小学校、中学校（併設型中学校を除く。）、特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒に対しては行うことはできません。また、停学は、学齢児童又は学齢生徒に対しては行うことはできません。

ウ 懲戒のうち停学及び退学は、個々の生徒の状況に応じたきめ細かい指導（段階を踏んだ反省指導）を尽くした上で、なお懲戒による停学・退学以

外に対応の方法がないと判断した場合にのみ実施できます。

エ 懲戒による停学は、学校教育法施行規則第26条、広島県立高等学校学則第29条の懲戒の要件を満たしていることが必要であるが、「改善の見込みがない」ことが大前提になります。

オ 児童生徒に対する懲戒は、教育上の必要に基づいてなされるものであり、真に教育的な配慮をもって慎重に適確になされなければなりません。

懲戒のあり方として、次のことに配慮する必要があります。

形式的・機械的な処置であってはならないこと

感情的・報復的な処罰であってはならないこと

不公平・不当な処罰であってはならないこと

安易・無責任な処罰であってはならないこと

(文部省の生徒指導資料第2集より)

カ 懲戒処分を行うときは、児童生徒から丁寧に事実を聞くとともに、処分内容を本人及び保護者に知らせます。そして、その処分に対して、児童生徒から意見を聞くことが必要です。

キ 児童生徒を指導から切り離すことは根本的な解決にはならないという基本認識にたって、一人一人の児童生徒の状況に応じたきめ細かい指導の徹底を図ることが必要です。

(2) 留意点

ア 当該生徒や関係生徒から事情を聞き、事実を明確にするとともに、これまでの指導経過を踏まえ指導方針を校務運営会議等で検討し、校長が判断します。また、生徒が逮捕された場合は、警察等関係機関と連携し、情報交換します。

イ 指導方針を検討する際、長期にわたり家庭に待機をさせたり、処分が決定するまでの時間がかかりすぎたりすることは望ましくありません。

ウ 懲戒処分について保護者及び本人に十分説明するとともに、反論や弁明の機会を与えます。反論や弁明があった場合は、その内容について校務運営会議等で十分検討します。

エ 懲戒処分の執行は、保護者及び本人に対し、校長が文書で行います。

オ 保護者と連携して効果的な指導を工夫し、問題行動の再発防止を図るなど、当該生徒のアフターケアを行います。

懲戒処分の流れ	指導及び留意点
<p>問題行動発生 当該生徒、関係生徒から 事情を聞く（事実確認）</p>	<p>過去の指導経過はどうであったか。 （繰り返し指導しているか。家庭訪問 などをおして、保護者と話し合った か。時系列で記録をとっているか。） 生徒が逮捕された場合は、警察、家庭 裁判所、鑑別所、保護司などと連携し、 審判や措置について情報交換する。</p>
<p>校務運営会議等で検討 校長が指導方針を決定</p>	<p>学校として十分な指導を行ったか。 教職員が十分な討議し、校長が判断す る。（長期にわたって家庭待機させたり、 処分が決定するまでの時間がかかり すぎたりするのは望ましくない。） 生徒指導規定に特別な指導を明記し ているか。（他の事例との整合性） 懲戒処分となる主な理由 「懲戒のうち、退学、停学及び訓告の 処分は、校長がこれを行う。ただし、 退学は、次の各号の一に該当する者 に対してのみこれを行うことができる。 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者 二 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者 三 正当な理由がないのに出席常でない者 四 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者」</p>
<p>当該生徒とその保護者 に対し説明・指導</p>	<p>生徒、保護者に十分な説明を行ったか。 （複数で対応し、正確に記録をとる。）</p>
<p>生徒・保護者に弁明に機 会を用意する</p>	<p>生徒、保護者に反論や弁明の機会を十 分に用意したか。 生徒、保護者の反論や弁明の内容を校 務運営会議で十分検討したか。</p>
<p>校長が最終決定（確認）</p>	
<p>懲戒処分の執行</p>	<p>保護者及び本人に対し、校長が文書で 処分を執行する。 （直接執行することが望ましいが、面 会等を断られた場合は、内容証明でも よい。）</p>
<p>アフターケア</p>	<p>計画に従って指導する。 保護者と連携して効果的な指導を工 夫する。 就職、進学相談にのる。 再入学制度を説明する。</p>

- * 懲戒処分を進めるに当たっては、教育委員会と十分に連携すること。
- * 生徒指導資料No. 25「学校における問題行動への対応について」
（平成16年10月広島県教育委員会）参照

(例)

懲 戒 処 分 書

広島県立 高等学校
課程 科 第 学年
(氏名)

上記の者，広島県立高等学校学則第29条第2項により とす
る。

平成 年 月 日
広島県立 学校長 

期間 平成 年 月 日～ 月 日(日間)
懲戒のうち停学を行う時は，期間を示すこと。
特別支援学校もこの書式に準ずる。

(例)

平成 年 第 月 号 日

広島県教育委員会 様

広島県立 学校長 [印]

懲戒処分報告書

生徒	課程 科 第 学年 (氏名)
懲戒の内容	
処分年月日	平成 年 月 日
処分理由	
保護者対応	
処分に至る指導の経過	
その他参考事項	

参考事項として必要な書類（例）

学籍の記録 氏名，住所，保護者名，出身中学校，成績など

出欠の記録 出席すべき日数，欠席日数，遅刻日数，早退日数等

	出席すべき日数	特別欠席	欠席日数	遅刻日数	早退日数
1 学年					
2 学年					

月別，日別の記録 欠席，遅刻，早退，行動及び指導の記録など

月	SHR	1限	2限	3限	4限	5限	6限	SHR	行動及び記録
1(月)		×			×	/	/	/	
2(火)	/	/	/	/	/	/	/	/	
3(水)				×					喫煙で指導

（注）/ は欠課，× は遅刻

問題行動の記録及び指導など

（生徒の指導，保護者対応を時系列にまとめる。）

【記入例】

概 要（発生年月日）	学校が把握した日	指 導 状 況						
		5/8 (火)	5/9~ (水)	5/12・13 (土)(日)	5/14~ (月)	~	5/24 (木)	
校内で喫煙(H . 5 . 8)	H . 5 . 8	事実確認	別室指導	家庭反省	授業反省			特別指導解除
日付	対 応	指 導 内 容						
5/8 (火)	事実確認(生徒指導主事)	生徒指導室で当該生徒から事実確認を行い，問題行動の事実とともに，行った行為の問題点について振り返らせた。						
5/9 (水)	特別な指導の説明 (校長，生徒指導主事，担任)	校長が保護者，本人に対して説諭するとともに，生徒指導主事が問題行動の事実，特別な指導のねらい，方法等について説明した。						
5/14 (月)	学校反省指導 (生徒指導部，教科担任，担任等)	学習時間割を設定し，学習課題に取り組みさせた。 反省状況を振り返らせ，反省文を書かせた。 生徒指導部が面接を行い，今後の目標について考えさせた。						

(3) Q & A

[Q] 公立小学校，中学校の児童生徒に懲戒処分を加えることができますか。

[A]

訓告のみができます。なお，退学は国・私立学校及び併設型中学校に限って認められており，停学は国・公・私立学校を問わず認められていません。なお，国・私立学校及び併設型中学校を退学した児童生徒は，当該児童生徒の就学区域内の市町立小・中学校に転入学します。

(4) 法令等

ア 学校教育法

第 11 条 校長及び教員は，教育上必要があると認めるときは，文部科学大臣の定めるところにより，児童，生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし，体罰を加えることはできない。

イ 学校教育法施行規則

第 26 条 校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当つては，児童等の心身の発達に應ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。

2 懲戒のうち，退学，停学及び訓告の処分は，校長（大学にあつては，学長の委任を受けた学部長を含む。）がこれを行う。

3 前項の退学は，公立の小学校，中学校（学校教育法第 71 条の規程により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型中学校」という。）を除く。），特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒を除き，次の各号の一に該当する児童等に対して行うことができる。

一 性行不良で改善の見込がないと認められる者

二 学力劣等で成業の見込がないと認められる者

三 正当の理由がなくて出席常でない者

四 学校の秩序を乱し，その他学生又は生徒としての本分に反した者

4 第 2 項の停学は，学齢児童又は学齢生徒に対しては，行うこと

ができない。

第94条 生徒が、休学又は退学をしようとするときは、校長の許可を受けなければならない。

ウ 広島県立高等学校学則

(懲戒)

第29条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

2 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長が、これを行う。ただし、退学は、次の各号の一に該当する者に対してのみこれを行うことができる。

一 性行不良で改善の見込がないと認められる者

二 学力劣等で成業の見込がないと認められる者

三 正当の理由がないのに出席常でない者

四 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

エ 「子どもの人権救済の手引き」日本弁護士連合会

「(38頁)

(二 学校における懲戒処分)

2 自主退学の勧告・強要

(一) 高校中途退学者は、年間……，高校教育にとって看過できないものであるが、その背景にいわゆる「落ちこぼれ」問題・低学力問題という初等教育から高等教育に至るまでの本質的問題があることは、つとに指摘されている。

また、右のような「落ちこぼれ」状況の中で、様々な意味で問題あるとされる生徒が、学校から安易に切り捨てられる傾向があり(学校は一人一人の生徒を本当に大切にするのではなく、いわゆる「腐ったみかん論」にたち、「問題生徒」を切り捨てることが多い。)、それが自主退学の勧告・強要という形であらわれることがしばしばある。

(三) 留意点

(1) 退学処分にかわる、あるいはこれを緩和する処分としての自主退学については、本来入学した学校での教育により指導すべきであるのに、その努力を懈怠している場合が多いので、特にその検討が重要である。

可能な限り当該生徒らに対する教育努力と，本人に対する担当者の指導により，自主退学処分となることを防止するのが望ましい。」

7 不登校

(1) 基本的な考え方

ア 不登校は「特定の子どもに特有の問題があることによって起こることではなく，どの子どもにも起こりうること」としてとらえる必要があります。

イ 不登校の状態が継続することは，本人の進路や社会的自立のために望ましいことではなく，その対策を検討する重要性についても認識をもつことが重要です。

ウ 不登校の要因や背景は多様であるため，個々の要因等に応じて適切な時期に適切な指導・支援を行うことが必要です。

エ 不登校の背景や要因は特定することが難しいだけでなく，不登校の状態が継続している間にも変化することがあります。そのため，不登校の背景や要因が，「学校に来ない」という現象となって表面化しているものと理解する必要があります。

オ 不登校の解決には様々な背景や要因に総合的に取り組む必要があるため，「不登校への取組が，教育力を高める」という基本認識をもち，学習の基礎基本の定着，生活習慣の改善，望ましい人間関係づくりなど，学校としての対応力を高め，組織的に取り組むことが必要です。

カ 高等学校における不登校への対応は，中途退学の未然防止につながるという認識が大切です。

(2) 留意点

ア 不登校への対応に当たっては「不登校を未然に防止する取組」と「不登校児童生徒の学校復帰をめざした指導と支援」の二つの視点が必要です。

イ 校内でコーディネーター役の教員を明確にしたり，児童生徒の変化を早期に把握できるような体制を工夫したり，複数でチームを組んで支援に当たるなど，校内の指導体制を確立します。

ウ 不登校は、様々な要因が複雑に絡み合っている場合が多いため、学校だけが抱え込んで対応するのではなく、家庭、出身校、関係機関等と密接な連携のもと多様な要因や背景に応じた対策を講じます。

エ きめ細かい教科指導の実施や学ぶ意欲を育む指導の充実など、魅力ある学校づくりが、不登校の未然防止につながります。特に、次のような取組が重要です。

児童生徒の帰属意識や望ましい人間関係の形成に資する特別活動
安心して通うことができるいじめや暴力行為のない学校づくり
校種間の接続の改善を図る取組

オ 不登校の児童生徒に対しては、スクールカウンセラー等との連携、情報共有のための個別指導記録の作成、不登校児童生徒の学習評価の工夫、家庭訪問の充実などの取組を推進します。

カ 学校は、医療機関、保健所等、専門家と連携し、知見を活かした専門的な対応を行います。

(3) Q & A

[Q 1] 長期欠席と不登校の違いは何ですか。

[A]

文部科学省の学校基本調査においては、年度間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒を長期欠席者といいます。

長期欠席者は、「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」に区分しており、「不登校」は「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者」と定義されています。

[Q 2] 不登校の実態や背景、要因にはどのようなものがありますか。

[A]

不登校の実態については、例えば、心理的・医療的対応などが必要な心因性の不登校、人権侵害を許さない毅然とした対応が必要ないじめや暴力行為等に起因する不登校、教育的・社会的対応などが必要なあそび・非行による不登校など、その状況は多様です。

さらに、不登校の背景や要因等も一層、複雑化・多様化を示しています。例えば、新たな状況として、学習障害(L D)、注意欠陥 / 多動性障害(A D H D)等の児童生徒の場合は、周囲との人間関係や学習のつまずきなどが不登校の要因になりやすいという指摘もあります。

[Q 3] 個別指導記録の作成や活用にあたって、どのような点に留意すればよいですか。

[A]

個別指導記録の作成や活用は、児童生徒への偏った先入観をもつことにならないように十分配慮するとともに、「何のために個別指導記録を作成するのか」を明確にする必要があります。

例えば、個別指導記録を作成する目的としては、「不登校の早期発見、早期対応をするため」「児童生徒の状態や必要としている支援の適切な把握のため」「学年や校種を超えて一貫した継続的な指導をするため」「家庭や関係機関等との連携を図るため」などが考えられます。

作成及び活用にあたっては、次のようなポイントがあります。

【作成上のポイント（記入に際しての共通理解と連携）】

個別指導記録の作成を始める時機（連続して欠席したり、登校をしぶったりする状況が続いたりした場合など）を明確にしておきます。

不登校児童生徒や保護者等への働きかけやかかわりなどについて記述する場合は、時系列で記入します。

家庭との連携については、いつ、どのような働きかけをしたなど、客観的な事実を記述します。

保護者に知らせたり、保護者に確認するなどして、保護者と共通する問題意識の下で連携して支援ができるようにします。

必要に応じて、スクールカウンセラーや医療機関等からの所見、記入者氏名、保健室や別室登校の状況、保護者との面接内容なども記入

できる欄をつくります。

【活用上のポイント（情報の共有化と連携）】

定期的に管理職に提出したり，不登校対策委員会等において情報を共有したりするなど，支援の方法を見直し，改善を図る上で有効に活用します。

情報の管理は十分に留意した上で，校長，教頭，生徒指導主事，養護教諭，学年の教員等が情報を共有できるようにします。

不登校児童生徒が進級する際には，次の学級担任に確実に引き継いで，一貫した効果的な支援に生かせるようにします。

家庭や関係機関等との連携を図る際には，個別指導記録を積極的に活用できるようにします。

個別指導記録は，コーディネーター役の教員など，あらかじめ決めた教職員が管理するようにし，文書管理やそのセキュリティには十分注意します。

[Q 4] 不登校児童生徒宅への家庭訪問を行うポイントは何ですか。

[A]

次のようなポイントがあります。

担任を中心として家庭訪問を行いますが，必要に応じて不登校児童生徒や保護者と信頼関係のある教職員が家庭訪問することも考えられます。その際，特に多面的な情報が得られるようにするために副担任や学年主任等と一緒に家庭訪問することが大切です。

本人，保護者と会えない時に，印刷物をポストに投函することが有効です。その際，家庭訪問の目的や本人，保護者へのメッセージを記した手紙等を添えるようにします。

不登校の状況や児童生徒のニーズなどを踏まえて，専門機関や社会教育施設を紹介するなど，多様な選択肢を情報として伝えるようにします。

子どもの養育が十分に行われていなかったり，保護者が経済面などの課題を抱えていたりするなど，保護者自身への支援が必要な場合は，こども家庭センター（児童相談所）や福祉事務所と連携しながら支援します。

[Q 5] 不登校への対応に当たって、組織的に取り組むための留意点は何ですか。

[A]

次のような留意点があります。

学校の規模などによって異なりますが、管理職、教務主任、生徒指導主事、各学年の生徒指導担当教諭、養護教諭、不登校児童生徒の学級担任、スクールカウンセラーなどによって構成される不登校対策委員会を組織します。

不登校対策委員会を定期的を開催し、不登校児童生徒の学習面、心理・社会面、進路面、健康面など多面的に児童生徒理解を深め、的確なアセスメントを行い、不登校の解決に向けた個別的、具体的な指導・支援計画を作成します。

学期末や学年末に、校内の不登校対策委員会等による個別指導について、総括的に評価し、個別の指導・支援計画の達成度や今後の指導の課題を明確にします。

[Q 6] 効果的な小・中学校の連携のポイントは何ですか。

[A]

小・中学校の連携には、次のようなポイントがあります。

中学校への入学を前に、小・中学校間で連絡協議会を開催するなど、個々の児童について、優れている点やさらに伸ばしたい点、また、改善したい内容について引き継ぎます。その際、不登校やその傾向、別室登校などの状況にある児童についての情報を引き継ぐことが、中学校での早期の組織的対応や不登校の未然防止の対応につながります。

小学校からの引継ぎを受けて、3月下旬に、次年度に入学する予定の新1年生を対象として、1学年の担当が予定されている教員と小学校の学級担任等が不登校対策委員会を開き、次年度の基本的な指導方針を検討します。

入学後、1カ月後には、新年度の不登校対策委員会を開き、基本的な指導方針を再検討し、方針に沿って、本人や保護者への対応を行います。

8 高等学校における中途退学

(1) 基本的な考え方

ア 中途退学は、単に問題行動によるものだけでなく、学校そのものや高校生活などに対する熱意や興味がもてないことによるなど、各高等学校における教育の在り方と密接にかかわる重要な課題となっています。中途退学の未然防止に当たっては、一人一人の生徒が意欲的に充実感をもって学ぶことのできる魅力ある高等学校づくりを進めることが大切です。

イ 中途退学には、懲戒処分としての退学と授業料等の未納による退学（除籍）等、学校から命じられて退学する場合と、本人又は家庭の都合により願い出て退学する場合とがあります。都合により願い出る退学の場合も、生徒が退学する場合は、校長の許可が必要です。

ウ 生徒がすべての教育活動を通して、達成感や成就感を味わうことができるよう取組を進め、学校への適応を図っていくことが大切です。

(2) 留意点

ア 中途退学の未然防止に向けて、各高等学校における教育の多様化及び柔軟化などを進めるため、次のような取組を行います。

多様な教科・科目を設置するなど、生徒の能力・適性、進路に応じた選択幅の広い教育課程を編成すること

卒業までの修得単位数について、生徒に過度の学習負担を課して逆に学習意欲を減退させることにならないよう配慮すること

年度ごとに、教務規定が生徒の実態に即しているか検討するとともに、修業年限内に学校が定める卒業単位数を習得できるよう指導支援すること

生徒が自分の学校に対して帰属感をいだき誇りをもてるような特色ある、魅力あふれる学校づくりを進めること

イ 生徒の個に応じた指導を行い、高等学校における生徒指導の充実を図るため次のような取組を徹底します。

高等学校での生活に目的を見出せないなど悩みや不安を抱えている生徒には、入学時や学年・学期始めに適切な適応指導を行うとともに、本人の悩みや不安の相談にいつでも応ずることのできる教育相談体制を整備・充実すること

校則に違反した生徒については、その措置が単なる制裁にとどまることなく、真に教育的効果をもつものとなるよう配慮すること

あらゆる教育活動を通して、ルールを守ることの大切さや他者への思いやりを育成し、安全で安心な学校づくりを行っていくこと

問題行動を起こした生徒に対して、安易に学校から切り離すことのないよう、指導方針に基づいた一貫性のある毅然とした粘り強い指導を行うこと

ウ 望ましい集団活動を通して、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的・実践的な態度を育てることが重要です。

(3) Q & A

[Q 1] 中途退学の理由には、どのようなものがありますか。

[A]

児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（文部科学省）では、次のように分類しています。

「学業不振」

高校入学後、学力不足のために授業の進度についていけないため退学するもの

「学校生活・学業不適應」

当該学校、高校生活又は授業に対する熱意、興味、関心、適應等の不足や喪失のため退学するもの

「進路変更」

在籍する高校以外の進路を積極的に希望するため退学するもの

「病気、けが、死亡」

病気がち等の理由のため欠席日数が多くなる、また、病気や交通事故等によるけが、死亡のため退学するもの

「経済的理由」

保護者の事情等により、家計が困難ため退学するもの

「家庭の事情」

家庭状況の変化によるもので経済的理由以外のため退学するもの（保護者の事情など）

「問題行動等」

例えば不良行為、触法行為等により懲戒処分を受け、それを契機にして退学するもの

[Q 2] 中途退学を未然に防止するための、授業の工夫改善にはどのような留意点がありますか。

[A]

次の点に留意します。

指導内容の精選・重点化，生徒の学習実態に即した科目の編成や教科書・教材の使用等に積極的に取り組みます。

主体的学習態度が身につけていない生徒に対する学び方の学習の実施，習熟度の程度に応じた学習指導の充実等に積極的に取り組みます。

生徒が自ら考え主体的に判断し行動できる資質や能力を育成するため，課題解決的な学習方法や体験的な学習方法を積極的に導入していく必要があります。

[Q 3] 魅力ある学校づくりを進めるためには、どのような点に留意すればよいですか。

[A]

生徒が主体的に登校し，自分らしさを発見して活動することができる学校であることが大切です。そのためには，すべての教育活動を通じて，「心の居場所づくり」，「絆づくり」を重視して取り組みます。

「心の居場所づくり」は，すべての生徒が安心して学べる学習環境のもとで，自己存在感を実感し，自らの生き方や将来に対する夢をふくらませ，目的意識を明確にできるよう配慮します。

「絆づくり」は，様々な活動等を通して，教師と生徒，生徒相互の温かい心の結び付きや，互いに励まし支え合う経験から生まれる信頼感を大切にし，社会性を身につけるよう指導します。

(4) 自主退学に係る不適切な事例

自主退学は，本来，生徒及び保護者が自主的な意思表示に基づいて提出した「退学願」を受けて，校長が許可するものです。

したがって，教職員が生徒や保護者に対して「退学願」を提出するしか選択肢がないと受けとめられるような対応は適切ではありません。

自主退学勧告や懲戒による退学は、それまでに行った指導や生徒の問題行動の程度について慎重かつ厳正に検討して行う必要があります。

事例 1

生徒Aは、駐輪場に置いていた自分の自転車が倒されてライトが割れたことに立腹し、自転車を倒した生徒Bに対して暴力をふるった。生徒指導部は、生徒Bが「自転車を倒した自分にも責任がある。」と言ったため、これ以上指導する必要はないと考え、生徒Aに対して説諭するのみで、暴力行為に至った問題点等について振り返らせるための 特別な指導を行わなかった。

しかし、生徒Aは翌月、対教師暴力を行った。校長は、生徒Aと保護者に暴力行為が繰り返されたことに対して、特別な指導を行うことを説明した。

保護者は、前回の暴力行為に対する指導を生徒Aから聞いており、今回の指導が前回の指導と違うことを理由に学校の指導に従わない旨を校長に伝えた。これを受け、校長は、「学校としての指導方針が理解できないのであれば、これ以上指導できない。」として、退学願の提出を強要した。

不適切な対応部分と改善に向けた考え方

、 暴力行為等の問題行動に対する指導方針や指導の進め方を明確に定め、事前に生徒、保護者に周知していないため、指導の進め方に不統一が生じていること

- a 特別な指導については、どのような場合に、どのような手順と方法で、どの程度の期間で行うか、明確な基準を設け、事前に生徒及び保護者に説明しておく。
- b また、問題行動を起こした生徒については、事前に定めている基準に当てはめて、指導方針や進め方を具体的に説明すること。

【生徒指導資料No.25：第2 4(1)、生徒指導資料No.32：2】

自主退学は、本来自主的な意思表示に基づくものであるが、生徒・保護者に対して「退学願」を提出するしか選択肢がないと思わせており、自主退学の強制と受け止められる可能性が極めて高いこと

- a 自主退学勧告や懲戒による退学は、それまでに行った指導や生徒の問題行動の程度について慎重かつ厳正に検討して行う必要がある。
- b 自主退学は、当該生徒及び保護者が提出した「退学願」を受けて、校長が許可するものである。
- c 個々の生徒の状況に応じたきめ細かい指導（段階を踏んだ特別な指導）を尽くすことが大切である。改善の見込みがあるにもかかわらず、「これ以上指導できない。」などとして、安易に指導を放棄し、退学願の提出を強要するなど、自主退学を強制されたと受け止められるような対応をしてはならない。

【生徒指導資料No.25：第3 1】

事例 2

複数学年にまたがる 9 名の生徒が関与する金銭強要事件が発生した。事件に関与した生徒はいずれも指導無視を繰り返すなど、生活態度がよくなかった。生徒 C は対教師暴力を行ったこともあった。校長は、この事件に関与したすべての生徒と保護者に対して、一律に「これ以上面倒を見られない。」など、退学願の提出を強要した。また、生徒と保護者に対して、話し合いの結果の 回答期限を示すことなく 家庭待機させた。

その後、生徒指導主事は、保護者から 約 1 週間連絡がなかったにもかかわらず、家庭と連絡を取らなかった。そのため、保護者は「学校が子どもを辞めさせようとしている。」と考え、校長及び県教育委員会へ苦情を申し立てた。

不適切な対応部分と改善に向けた考え方

問題行動を起こした各生徒のこれまでの指導経過を踏まえ、指導方針を個別に慎重に検討していないこと

- a 生徒個々について、これまでの指導経過を明らかにし検討する。検討する内容（非違行為の内容，関与の程度，結果の重大性，反省態度，これまでの指導経過，改善の可能性）
- b あらかじめ定められた明確な基準に基づいて検討し，生徒・保護者に指導方針や進め方を具体的に説明すること。

【生徒指導資料 No. 25：第 2 5】

事例 1 と同様。

回答期限を示していないこと b と同様。

保護者の理解を得た家庭反省でも懲戒処分として行う停学でもなく，指導を行わずに自宅に居させるだけの「家庭待機」と呼ばれる措置を命じていること

- a 指導を行わず自宅に留めさせるだけの「家庭待機」と呼ばれる措置は適切ではなく，命ずることはできない。

【生徒指導資料 No. 25：第 2 1】

- b 家庭反省指導は，保護者の理解を得た上で実施するものであり，保護者の理解が得られない場合は，学校反省指導を実施する必要があること。保護者の理解が得られて実施する場合でも，1 日から 2 日が妥当であること。

【生徒指導資料 No. 25：第 2 3，6】

回答がないことを放置したため，期間が延びていること。いたずらに指導期間を延ばすことによって退学しか選択肢がないかのような誤解を与えること

- a 学校から保護者に回答を求めているため，学校が指導を放棄した形になっている。
- b 学校が回答期限を示し，期限を過ぎてもなお，保護者から回答がない場合も，学校から問い合わせるなど，積極的な対応が必要である。

事例3

生徒Dは、校外の少年らとともにバイクを窃盗し逮捕された。学校は、生徒Dに対して、特別な指導を行うこととした。しかし、生徒Dは、特別な指導において、学習課題に取り組もうとしなかったり、遅刻や反省文を書き忘れたりした。この状況について、生徒指導部から報告を受けた校長は、より厳しく指導するため、無期限の別室反省指導を行うこととした。

しかし、特別な指導中の生徒Dの態度に反省が見られないことから、実技を伴う教科担任が、個人の判断で実技の代替措置を行わず、年度途中にもかかわらず、「単位の修得を認定できない。」とした。このことを担任が保護者に対して「単位の修得を認定できない科目がある。もう進級が難しい。」と説明をしたため、保護者は「学校が子どもを辞めさせようとしている」と苦情を申し立てた。

不適切な対応部分と改善に向けた考え方

無期限の指導により、生徒が指導に対する展望が持てない状態にしていること

- a 別室反省指導の期限を明確にし、反省課題や達成目標を具体的に示し、理解させておくことが必要である。
- b 生徒が、反省課題や達成目標を理解していないと、自身の反省動機が希薄になる場合がある。そのため、問題行動を振り返らせ、考え方や行動、自分の周りの人達との関係をどう変えなければならないのかなど、整理すべき項目を与え、自ら考えさせることが必要である。
また、教科の学習課題を与え、学力の充実に努めることも大切である。
- c 特別な指導の期限内に、反省が深まらない生徒については、何が阻害要因となっているのか、保護者と連携し、指導計画を検討し直すなど粘り強い指導が必要である。

、年度途中であるにもかかわらず、単位の修得が認定できないことや進級できないことなどについて決めつけていること

- a 欠課時数や課題の提出状況などの客観的な事実や現在の状況が継続した場合どうなるのかを丁寧に説明するとともに、今後どうしなければならないのかなど望ましい行動を具体的に示すことが必要である。
- b あくまでも、年度末まで指導することが大切であり、年度途中で単位修得を認定できないことについて、断言することは適切ではない。
【学校教育法施行規則 第57条、第79条、第104条】
【学校教育法施行規則 第59条、第79条、第104条】
【高等学校学習指導要領解説総則編 第7節 単位の修得及び卒業の認定】

事例 4

生徒 E は、指導無視・暴言等の問題行動を繰り返し、その都度、別室反省指導や授業参加の反省指導を繰り返したが、反省が深まらなかった。そのため、夏季休業中も指導を継続することとなったが、生徒 E は、生徒指導部や担任の再三の連絡にもかかわらず登校しなかった。

生徒指導部員は、校長が指示をしていないにもかかわらず、生徒 E 及び保護者に、「進路変更を考えてもらわざるを得ない。」という説明をした。この説明に対して、保護者は退学しなければならないということは、「決定ですか。」と問い直したが、生徒指導部員は、保護者の誤解を修正する説明を行うことなく「決定です。」と回答した。

その後、担任が郵送した「退学願」が返送されてきたが、理由欄には「自主退学を強制された。」と記入されていた。保護者は、これらの学校の対応に対して不信感を抱き、県教育委員会に相談の電話をかけた。

不適切な対応部分と改善に向けた考え方

生徒指導に係る指導方針を決定するための体制ができていないこと。特に、生徒の在籍に係るような対応方針について、校長に報告し、相談していないこと

事例 2 と同様。

自主退学は、本来自主的な意思表示に基づくものであるが、生徒・保護者に対して「退学願」を提出するしか選択肢がないと思わせていること。このことは、自主退学の強制と受け止められる可能性が極めて高いこと

事例 1 と同様。

保護者の誤った理解を認識しながら、修正していないだけでなく、さらに誤解を増幅させていること

- a 学校が特別な指導を行うことは、懲罰ではなく、あくまでも生徒の進級や卒業に繋がる指導であることを丁寧に説明し、特別な指導に対する展望を持たせる必要がある。
- b 生徒や保護者が誤解しているのであれば、繰り返し説明するなど、丁寧な指導が必要である。
- c 法規法令に則った正しい説明が必要である。

【生徒指導資料 No. 25 : 第 2 3】

学校から一方的に、保護者の依頼を受けることなく郵送したこと

- a 生徒の在籍など個人情報の記載された文書を普通郵便でやりとりすることは、文書の紛失などのトラブルも考えられるため、確実な取り扱いをする必要がある。
- b 学校としての指導方針を保護者に丁寧に伝え、保護者の意向を汲み取ったうえで、家庭を訪問したり、保護者に来校を求めたりするなど直接対応する必要がある。

9 アルバイト就労

(1) 基本的な考え方

ア 児童生徒のアルバイト就労は、勤労の尊さや、現実社会の職業生活の一端を実地に体験することにより、自己の将来の進路を主体的・合理的に考える機会となり、進路指導の観点から見て意義あるものと考えられます。

イ しかし、豊かな社会において、日々のさまざまな消費欲求を満たすために、学習をおろそかにし、安易にアルバイト就労をするならば、進路指導上の意義もなく、生徒指導上も問題が多く見られます。

ウ このようなことから、アルバイト就労を認める場合には、目的をはっきりもたせて許可することが大切です。

エ 児童生徒の年代は、心身ともに成長期にあることから、そのアルバイト就労については労働基準法上特別な保護規定が設けられています。

オ アルバイト就労については、児童生徒の健康、学校生活への影響等に十分留意しながら、労働基準法に基づき適正な労働条件のもとで就労させることが必要です。

(2) 留意点

ア 児童生徒が、アルバイト就労しようとする場合には、児童生徒やその保護者に対し許可願を提出させ、アルバイト就労のもつ意義や問題点について考えさせ、きちんとした意識をもって就労するよう指導するとともに、正しく労働基準法を認識させ、適正な労働条件のもとで就労するよう指導することが大切です。

イ アルバイト就労の許可は、児童生徒の健康、学校生活への影響、家庭の経済状況等に十分留意して判断します。また、どのような業務を選ぶかについても助言し、児童生徒としてふさわしくない業務に就労しないよう指導することが大切です。

ウ 就業禁止業務や深夜業に就労させることはできません。また、満15歳に達した日以降の最初の3月31日が終了するまでの児童生徒の就労については、労働基準監督署の許可が必要です。

エ 就労中は、保護者と十分連携して指導を継続し、特に、収入として得ら

れた金銭の有意義な使途について指導することが大切です。

(3) 法令・例規・通知等

ア 学校教育法

第20条 学齢児童又は学齢生徒を使用する者は、その使用によって当該学齢児童又は学齢生徒が、義務教育を受けることを妨げてはならない。

イ 労働基準法

第56条 使用者は、児童が満15歳に達した日以降の最初の3月31日が終了するまでにこれを使用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、別表第1第1号から第5号までに掲げる事業以外の事業に係る職業で、児童の健康及び福祉に有害でなく、且つその労働が軽易なものについては、行政官庁の許可を受けて、満13才以上の児童をその者の修学時間外に使用することができる。映画の製作又は演劇の事業については、満13才に満たない児童についても同様とする。

第57条 使用者は、満18才に満たない者について、その年齢を証明する戸籍証明書を事業場に備え付けなければならない。

2 使用者は、前条第2項の規定によって使用する児童については、修学に差し支えないことを証明する学校長の証明書及び親権者又は後見人の同意書を事業場に備え付けなければならない。

第61条 使用者は、満18才に満たない者を午後10時から午前5時までの間において使用してはならない。(後略)

第62条 使用者は、満18才に満たない者に、運転中の機械若しくは動力伝導装置の危険な部分の掃除、注油、検査若しくは修繕をさせ、運転中の機械若しくは動力伝導装置にベルト若しくはロープの取付け若しくは取りはずしをさせ、動力によるクレーンの運転をさせ、その他厚生労働省令で定める危険な業務に就かせ、又は厚生労働省令で定める重量物を取り扱う業務に就かせてはならない。

2 使用者は、満18才に満たない者を、毒劇薬、毒劇物その他有害な原料若しくは材料又は爆発性、発火性若しくは引火性の原料若しくは材料を取り扱う業務、著しくじんあい若しくは粉末を飛散し、若しくは有害ガス若しくは有害放射線を発散する場所又は高温若しくは高圧の場所における業務その他安全、衛生又は福祉に有害な場所における業務に就かせてはならない。

第63条 使用者は、満18才に満たない者を坑内で労働させてはならない。

ウ 年少者労働基準規則

第1条 使用者は、労働基準法（以下「法」という。）第56条第二項の規定による許可を受けようとする場合においては、使用しようとする児童の年齢を証明する戸籍証明書、その者の修学に差し支えないことを証明する学校長の証明書及び親権者又は後見人の同意書を様式第1号の使用許可申請書に添えて、これをその事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長に提出しなければならない。

第8条 法第62条第一項の厚生労働省令で定める危険な業務及び同条第二項の規定により満18才に満たない者を就かせてはならない業務は、次の各号に掲げるものとする。

四十四 酒席に侍する業務

四十五 特殊の遊興的接客業における業務

第9条 所轄労働基準監督署長は、前条各号に掲げる業務のほか、次の各号に掲げる業務については、法第56条第二項の規定による許可をしてはならない。

三 旅館、料理店、飲食店又は娯楽場における業務

エ 中学生・高校生のアルバイト就労に関する指導について

（昭和53年9月4日 文部省初等中等教育局長通知）

「このたび労働省から標記のことに関し、別添のとおり依頼がありました。

生徒のアルバイト就労等に対する指導についてはかねてより御配慮を願っているところでありますが、依然として労働基準法等の規定に抵触して就労している場合もみられます。

生徒のアルバイト就労については、生徒の健康、学業への影響等に十分留意するとともに、生徒及びその保護者が労働基準法を正しく認識し、適正な労働条件のもとで就労するよう貴管下の関係機関に対し、一層のご指導をお願いします。」

(アルバイト就労許可願の例)

平成 年 月 日

学校長 様

生徒番号
氏 名

アルバイト就労許可願

次のとおり，アルバイト就労について許可を申請します。

勤務先	名称	
	職種	
	住所	
期 間	平成 年 月 日～平成 年 月 日まで	
勤務条件	勤務日	
	勤務時間	
	1時間当たりの賃金	
	業務の内容	
アルバイト就労の目的		

同 意 書

生徒のアルバイト就労の許可を求めます。また，アルバイト就労期間中は，労働基準法や，労働基準監督署の指示に従い，学校生活に支障の出ないように就労させます。

事業所名
事業所所在住所
事業所代表者

Ⓔ

生徒のアルバイト就労に同意しています。また，アルバイト就労期間中は，学校生活に支障が出ないよう監督します。

保護者住所
保護者氏名

Ⓔ

10 広島県青少年健全育成条例のあらまし

青少年育成の理念（第1条）

青少年は、家庭、学校、職場、地域社会などあらゆる生活の場において、心身ともに健やかに成長するように配慮されなければなりません。

県民の責務（第4条）

県民の皆さんは、青少年の健全な育成についての理解と関心を深めるとともに、健全な育成を阻害するおそれのある行為や環境から青少年を保護するように努めなければなりません。

用語の説明（第15条）

青少年とは

18歳未満の者(婚姻により成人に達したとみなされる者を除く。)をいいます。

図書類とは

書籍、雑誌その他の刊行物、絵画、写真、文書、フィルム、音声又は画像が記録された磁気テープ、磁気ディスク、光ディスク、光磁気ディスク並びにこれらに類するものをいいます。

興行とは

映画、演劇、演芸、見せ物及びこれらに類するものをいいます。

がん具刃物類とは

人の生命、身体に危害を及ぼすおそれのある刃物(銃砲刀剣類所持等取締法により所持が禁止されているものを除く。)やがん具用のモデルガン、性的感情を刺激するがん具等をいいます。

自動販売機とは

物品の販売に従事する者と客とが直接対面する方法によらずに当該販売を行うことができる設備を有する機器をいいます。

広告物とは

公衆に表示又は頒布されるものであって、看板、ポスター、ちらし、並びに広告塔、広告板、建物や工作物などに掲出され、又は表示されるものをいいます。

深夜とは

午後11時から翌日の日出時までの時間をいいます。

テレホンクラブ等営業とは

電話機、交換機、音声蓄積装置等の端末設備を電気通信回線に接続し、これらを利用して専ら異性間の会話の機会を提供したり、伝言を媒介する営業(テレホンクラブ、ツーショットダイヤル、伝言ダイヤル等の総称)をいいます。

利用カードとは

テレホンクラブ等を利用するために必要な電話番号、会員番号、暗証番号等

の情報が記載されているカードなどをいいます。

営業者に係る自主規制（第16条～第24条の2）

第16条から第24条の2までの条項では，図書類販売業，がん具刃物類販売業，映画館，遊技場，テレホンクラブ等営業，まんが喫茶，インターネットカフェ，利用カード等販売業などの営業者が，それぞれの立場から，青少年の健全育成のため，配慮しなければならない事項について規定しています。

自主規制の相互協力（第25条）

図書類販売業，がん具刃物類販売業，映画館，遊技場，テレホンクラブ等営業，まんが喫茶，インターネットカフェ，利用カード等販売業などの営業者は，お互いに協力して，青少年の健全な育成を阻害することのないように努めなければなりません。

有害図書類の指定及び販売等の禁止（第28条）

青少年に有害な図書類として個別指定又は包括指定された図書類を，青少年に売ったり，与えたり，見せたり，貸したりしてはいけません。《違反すると，30万円以下の罰金》

書店，コンビニエンスストア，レンタルビデオ店等で，有害図書類を陳列するときは，他の図書類と区分して，店内の容易に監視できる場所に置かなければなりません。《違反すると，勧告》

有害興行の指定及び観覧の禁止（第29条）

知事は，著しく性的感情を刺激したり，残虐性があると認められる映画，演劇，見せ物等を，青少年に有害なものとして指定することができます。

興行者は，有害と指定された映画，演劇，見せ物等を，青少年に見せてはいけません。《違反すると，勧告》

有害がん具刃物類の指定及び販売等の禁止（第30条）

知事は，著しく性的感情を刺激したり，人の生命，身体に危害を及ぼすおそれがあると認められるがん具刃物類を，青少年に有害なものとして指定することができます。

青少年に有害なものとして指定されたがん具刃物類を，青少年に売ったり，与えたり，見せたり，貸したりしてはいけません。《違反すると，30万円以下の罰金》

有害広告物の指定及び掲出等の禁止（第31条）

知事は，著しく性的感情を刺激したり，残虐性があると認められる看板やポスターなどの広告物を，青少年に有害なものとして指定することができます。

青少年の立ち入りが禁じられている場所で外部から見えないところ以外で

は、青少年に有害なものとして指定された広告物を掲出したり、表示することはできません。《違反すると、勧告》

自動販売機等の設置届等（第32条）

自動販売機等を使って図書類やがん具刃物類を売ったり、貸したりしようとする場合は、あらかじめ、知事に届け出なければなりません。《違反すると、10万円以下の罰金》

届出事項に変更があったときや稼働を廃止したときは、事実が発生した日から起算して15日以内に届け出なければなりません。《違反すると、10万円以下の罰金》

自動販売機等には、設置者名等を記載した届出済証を貼付しなければなりません。《違反すると、勧告》

自動販売機等への有害図書類又は有害がん具刃物類の収納の制限（第33条）

青少年の立ち入りが禁じられている場所以外では、有害図書類(個別指定又は包括指定されたもの)や有害がん具刃物類を自動販売機に収納してはいけません。《違反すると、30万円以下の罰金》

自動販売機等を用いて営業を行う者や自動販売機等の管理者は、自動販売機等に収納した図書類やがん具刃物類が、有害の指定をされたときは、当該指定があった日から起算して5日以内に自動販売機等から図書類等を除去しなければなりません。《違反すると、30万円以下の罰金、収納の常習違反者に対しては6月以下の懲役又は50万円以下の罰金》

有害図書類等の除去命令（第33条の2）

知事は、自動販売機等を用いて営業を行う者又は管理者に対して有害図書類等の除去やその他の措置を命じることができます。除去命令を受けたときは、当該命令を受けた日から起算して5日以内に有害図書類等を除去しなければなりません。《違反すると50万円以下の罰金》

自動販売機等の撤去命令（第33条の3）

知事は、有害図書類の除去その他の必要な措置を行わないとき、有害図書類等の除去命令の措置期限の日の翌日から起算して6月以内に再び自動販売機等に有害図書類等を収納した場合において、自動販売機等を用いて営業を行う者又は管理者に対して、自動販売機等の撤去を命じることができます。

撤去命令を受けたときは、当該命令を受けた日から起算して10日以内に、自動販売機等を撤去しなければなりません。《6月以下の懲役又は50万円以下の罰金》

深夜興行場等への立ち入り制限（第35条）

興行者等(カラオケボックスなど)は、正当な理由がないのに、深夜にその興行又は営業する場所に青少年を立ち入らせてはなりません。《違反すると、勧

告》

深夜に興行等を営む場合，見やすい場所に，青少年の深夜における立ち入りを禁止する旨の掲示をしなければなりません。《違反すると，勧告》

みだらな性行為やわいせつ行為の禁止（第39条）

だれでも，青少年に，みだらな性行為やわいせつな行為をしてはいけません。《違反すると，1年以下の懲役又は50万円以下の罰金》

青少年に，みだらな性行為やわいせつな行為を教えたり，見せてはいけません。《違反すると，50万円以下の罰金》

場所の提供や周旋の禁止（第40条）

だれでも，青少年が，みだらな性行為，わいせつな行為，と博，暴行，覚せい剤等の使用，シンナー，接着剤等の乱用，睡眠薬・鎮痛剤等の不健全な使用，飲酒・喫煙などをすることを知りながら，又は青少年に対してこれらの行為が行われることを知って，場所を貸したり，その世話をしたりしてはいけません。

《違反すると，50万円以下の罰金》

いれずみを施す行為の禁止（第41条）

だれでも，青少年にいれずみをしてはいけません。また，青少年にいれずみを受けさせたり，その世話をしてもいけません。《違反すると，50万円以下の罰金》

深夜外出の制限（第42条）

保護者は，特別な理由がある場合を除き，青少年を深夜に外出させないように努めなければなりません。

だれでも，正当な理由がある場合を除き，保護者の承諾を得ないで青少年を深夜に連れ出したり，同伴したり，とどめてはいけません。《違反すると，10万円以下の罰金》

立入調査（第45条）

知事が指定した職員は，自主規制の実施状況等を調査するため，必要がある時は，書店や興行場，利用カード等販売所など営業を営む場所に立ち寄って，調査をしたり，関係者に質問し，資料の提出を求められます。

また，警察職員は，必要がある時は，利用カード等販売所への立入調査を行うことができます。

これらの調査を拒んだり，また質問に答えなかったり，嘘を言ったり，求められた資料を出さないなどして調査を妨げてはいけません。

《違反すると，10万円以下の罰金》

1 1 児童虐待

(1) 基本的な考え方

ア 児童虐待は、児童福祉法による児童（18歳に満たない者。以下「児童」という。）の人権を著しく侵害し、心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものです。

イ 教職員は、職務上、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、学校生活だけでなく、児童生徒（アの「児童」と区別し、小中高等学校及び特別支援学校に在籍する者）の日常生活についても観察するなど、日頃から児童生徒の状況の把握に努めることが大切です。

ウ 虐待を受けた又はそのおそれがある「児童」が、自らその事実を訴えることは少ないことから、教職員は普段から児童生徒との信頼関係を築くように努めるとともに、児童生徒がいつでも相談できる雰囲気醸成することが大切です。

エ 学校は、地域の要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）に参加し、学校や教職員等に期待されている役割を確認するとともに、関係機関との連携を積極的に推進し、児童虐待防止に向けた取組を充実させる必要があります。

オ 教職員は、虐待を受けた「児童」を発見した場合には、速やかにこども家庭センター（児童相談所）又は福祉事務所へ通告しなければなりません。
また、児童虐待の疑いがある場合には、確証がなくても通告しなければなりません。

(2) 留意点

ア 教職員は、児童虐待を発見し、こども家庭センター（児童相談所）等の関係機関に通告した後も、継続して、関係機関と連携します。

イ 学校を長期間にわたって欠席している児童生徒の中には、虐待を受けている場合も考えられることから、児童生徒に直接会えないなど児童生徒の状況が把握できない場合には、こども家庭センター（児童相談所）や警察等の関係機関と連携して家庭訪問などを行います。

ウ 虐待を受けている児童生徒の安全確保を第一に考えます。そのため加害者の元から避難している児童生徒の居住や、被害者を支援している人の氏名等が、加害者に知られないように、情報の保護に配慮します。

(3) Q & A

[Q 1] 児童虐待にはどのようなものがありますか。

[A]

児童虐待には、大きく分けて、次の4種類の行為があります。

「身体的虐待」

「児童」の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

〔具体的な行為〕

首を絞める、殴る、蹴る、投げ落とす、熱湯をかける、煙草の火を押し付ける、冬戸外にしめだす、一室に拘束するなど

外傷としては、打撲傷、あざ（内出血）、骨折、頭部外傷、刺傷、たばこによる火傷など

「性的虐待」

「児童」にわいせつ行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。

〔具体的な行為〕

「児童」への性交、性的行為の強要・教唆、性器や性交を見せる、ポルノグラフィーの被写体などに子どもを強要するなど

「ネグレクト」

「児童」の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

〔具体的な行為〕

登校を禁止する、適切な医学的措置あるいは治療を受けさせない、乳幼児を家に残し度々外出する、適切な食事を与えない、長期間下着などを不潔なままにする、極端に不潔な環境の中で生活させる、同居人による「児童」への暴行などの行為を放置するなど

「心理的虐待」

「児童」に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

〔具体的な行為〕

言葉による脅かし、脅迫、「児童」を無視したり拒否的な態度を示す、子どもの心を傷つけることを繰り返し言う、他の兄弟とは著しく差別的な扱いをする、年齢や発達段階にそぐわない期待を押し付ける、「児童」の前で配偶者に対して暴力を振るうなど

[Q 2] 虐待の疑いがある「児童」がいますが、保護者はしつけであると主張します。しつけと虐待の違いは何ですか。

[A]

しつけとは、「児童」が気持ちや行動を自分でコントロールできるように育てていくことです。

一方、親がいくら一生懸命に関わり、その子をかわいいと思っても、子どもの健全な成長にとって害になるような接し方は、親の思いとは関係なく、虐待になることがあります。

[Q 3] 虐待は、「児童」の心身の成長や人格の形成にどのような影響を及ぼしますか。

[A]

児童虐待が「児童」の心身の成長や人格の形成に影響を及ぼし、健全な発達を損なうこととして、次の3点が考えられます。

身体面に現れる影響

- ・ 食べ物を十分に与えられず栄養不良を引き起こし、「児童」の発育、発達に遅れが見られたり、低栄養のため疲れやすさや体調不良をきたしたりすることがあります。
- ・ 自分の抱えている不安を言葉で表現できない「児童」は、頭痛、腹痛、疲労感など、様々な身体的な症状を訴えることがあります。

精神面に現れる影響

- ・ 人に対する信頼感や愛着をもつことが難しくなり、少しでも受け容れられないと感じると極端に関わりを避けてしまうなど、適切な人間関係を保てなくなることがあります。（愛着障害）
- ・ 虐待が繰り返されると、その苦痛に立ち向かうことが困難になり、叱られる場面で無反応になったり、友だちとのトラブルの内容や、教師からの指導内容を思い出せなくなったりする等、苦しい場面の記憶を自分から切り離そうとする心の動きが現われます。（解離）
- ・ 自尊感情が損なわれ、無力感をもっているため、学業への

意欲がもてない、友だちとのかかわりを避けたがるなどのほか、睡眠障害などの身体症状を伴うことがあります。
(抑うつ)

- ・放置されたり暴力的な環境の場に置かれると、安心して人とかかわれなかったり、新しいことへ挑戦する意欲が失われると、知的な発達の遅れを残すことがあります。
(知的発達の障害)

行動面に現われる影響

- ・虐待を受けた「児童」の多くは、大人に感情を受け止めてもらい、大人とのかかわりの中で、感情をコントロールする体験が少ないため、落ち着きがなく衝動的な行動をとりやすくなります。(衝動性)
- ・身体的虐待を受けている「児童」は、不満、怒りを感じたときに暴力を振るうことを学習し、様々な場面で暴力を振るいやすくなります。(攻撃性)
- ・心を満たされていない思いが、過食など異常な食行動に結びつくことがあります。(食行動の異常)
- ・「児童」の自尊感情が損なわれ、「自分の存在価値がない」と感じたときに、自分が生きている存在であると感じるために、また、周囲の注意を引くために自傷行為に及ぶこともあります。(リストカットなどの自傷行為)
- ・自らを受け容れてもらいたいという欲求から、どこまで自分を受け容れてくれるか、拒絶されるのかを確かめる行動をとることがあります。(ためし行動)

[Q4] 家庭への立入調査はどのように行われるのですか。

[A]

児童虐待の通告を受けたこども家庭センター(児童相談所)は、速やかに虐待のおそれのある保護者に対し、知事の許可のもとに出頭を求めたり、立入調査を実施したりすることができます。その際、所在地を管轄する警察に依頼し、援助を求めることもできます。

また、保護者がこれに応じない場合は、裁判所の許可状を得た上で、解錠等を伴う立入調査を行うことが可能になります。

[Q 5] 要保護児童対策地域協議会とはどのようなものですか。

[A]

要保護児童対策地域協議会は、児童虐待等の未然防止や早期発見のため、関係する行政機関や民間団体等の緊密な連携と相互の協力によって、児童虐待防止に係る取組の推進を図ることを目的に設置されています。

事業内容は、児童虐待等に関する情報交換や連携・協力、広報・啓発活動の推進、研修活動の実施等があります。

要保護児童対策地域協議会は、こども家庭センター（児童相談所）や保健所、市町児童福祉課、市町健康福祉課、市町教育委員会、学校、医療機関、民生・児童委員協議会、児童養護施設、法務局、警察署、弁護士等で構成されており、すべての市町に設置されています。

(4) 法令・例規・通知等

ア 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年5月24日法律第82号）

最終改正：平成20年12月3日法律第85号

第1条 この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。

第2条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（18歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 1 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 2 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 3 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放

置，保護者以外の同居人による前2号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

- 4 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応，児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが，事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

第3条 何人も，児童に対し，虐待をしてはならない。

第5条 学校，児童福祉施設，病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員，児童福祉施設の職員，医師，保健師，弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は，児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し，児童虐待の早期発見に努めなければならない。

- 2 前項に規定する者は，児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。
- 3 学校及び児童福祉施設は，児童及び保護者に対して，児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

第6条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は，速やかに，これを市町村，都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村，都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

イ 児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行について（通知）

（平成20年3月28日 文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知）

児童虐待の防止等については，「児童虐待の防止等に関する法律」（平成12年法律第82号。以下，「児童虐待防止法」という。）等に基づき，様々な施策が進められており，平成16年の同法一部改正（平成16年10月1日施行）では，児童虐待の定義の明確化や，児童相談所等への通告の対象となる児童の範囲の拡大（「児童虐待を受けた児童」から「児童虐待を受けたと思われる児童」へ）などによる対応の充実が図られています。また，同年公布された児童福祉法の一部改正では，虐

待を受けた児童等を支援する要保護児童対策地域協議会の法的位置付け等が定められ、平成17年4月より施行されています。

しかしながら、児童相談所における虐待相談の対応件数は年々増加し、平成18年度には3万7千件を超えるなど、児童虐待問題は依然として社会全体で早急に取り組むべき課題となっております。

このような状況の中、児童の安全確認等のための立入調査等の強化などを内容とした「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」（平成19年法律第73号。以下「改正法」という。）が、平成19年6月1日に公布され、平成20年4月1日より施行されることとなっております（別紙1～3参照。）。

改正法の趣旨及び留意事項は下記のとおりですので、御了知いただくとともに、関係機関との連携等、児童虐待防止について適切にご対応されるようお願いいたします。

また、都道府県知事及び都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所轄及び所管の学校並びに域内の市（区）町村教育委員会に対し、また、国立大学長におかれては、その管下の学校に対し周知いただきますようお願いいたします。

なお、本件については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長より各都道府県知事、指定都市市長及び児童相談所設置市市長あてに通知されており、参考までに、これを添付します。

記

第1 改正法の内容について

改正法においては、主な改正事項として、児童の安全確認等のための立ち入り調査等の強化、保護者に対する施設入所等の措置のとられた児童との面会又は通信等の制限の強化、保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化、要保護児童対策地域協議会の設置の努力義務化等のための所用の規定が整備されたほか（別紙1参照）、学校その他の教育機関や家庭における対応等にかかわりのある事項として、以下の改正事項が盛り込まれたものであること。

虐待通告を受けた場合の安全確認義務

- ・ 必要に応じ学校の教職員等の協力を得つつ行うものとされている、虐待通告を受けた場合の安全確認のための措置について、児童相談所等における努力義務を定めた従来の規定を改め、義務化するものとされたこと（児童虐待防止法第8条の改正関係）

関係機関等相互の情報提供

- ・ 地方公共団体の機関（公立学校等を含む。）は、市町村長等から児童虐待の防止等に関する資料又は情報の提供を求められたとき

は、当該資料又は情報について、当該市町村長等が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができるものとされたこと。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童等又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでないものとされたこと（児童虐待防止法第13条の3の新設関係）

児童の親権を行う者の責務

- ・ 児童の親権を行う者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を有するものであって、親権を行うに当たっては、できる限り児童の利益を尊重するよう努めなければならないものとされたこと（児童虐待防止法第4条第6項の新設関係）

児童養護施設等に入所した児童に対する教育の充実等

- ・ 政府は、児童養護施設等に入所した児童に対する教育及び自立の支援の充実について速やかに検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされたこと（附則第2条第2項の関係）

第2 留意事項について

- (1) 学校等の児童の福祉に業務上関係のある団体及び教職員等の児童の福祉に職務上関係のある者については、従前より、児童虐待防止法第5条第2項の規定により、児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する地方公共団体等の施策に協力するよう努めなければならないものとされている。各学校・教育委員会等においては、今回の法改正の内容等を了知の上、この規定を踏まえた関係機関との連携・協力を努められたいこと。
- (2) 各学校・教育委員会等においては、児童養護施設等に入所した児童に対する教育及び自立の支援について、施設等との連携の強化、教職員の理解の促進など、その充実に努められたいこと。
- (3) その他、各学校・教育委員会等においては、これまでの関連通知等を踏まえつつ、引き続き、関係機関との連携を図り、児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援について、適切な対応に努められたいこと。

(別紙2, 3 略)

児童虐待防止法及び児童福祉法の一部を改正する法律案（概要）

前回（平成16年）の改正法附則の見直し規定を踏まえ、児童虐待防止対策の強化を図る観点から、児童の安全確認等のための立入調査等の強化、保護者に対する面会・通信等の制限の強化等を行うための所要の見直しを行う。（平成20年4月施行）

1 児童の安全確認等のための立入調査等の強化

児童相談所等は、虐待通報を受けたときは、速やかに安全確認のための措置を講ずるものとする。

市町村等は、立入調査又は一時保護の実施が適当であると判断した場合には、その旨を児童相談所長等に通知するものとする。

児童虐待のおそれのある保護者に対する都道府県知事による出頭要求を制度化すること。

従来の立入調査のスキームに加え、都道府県知事が立入調査を実施し、かつ、重ねての出頭要求を行っても、保護者がこれに応じない場合に限り、裁判所の許可状を得た上で、解錠等を伴う立入調査を可能とすること。

立入調査を拒否した者に対する罰金の額を引き上げるものとする。（30万円以下 50万円以下）

2 保護者に対する面会・通信等の制限の強化

一時保護及び保護者の同意による施設入所の間も、児童相談所長等が保護者に対して面会・通信等を制限できるようにすること。

裁判所の承認を得て強制的な施設入所措置を行った場合であって、特に必要があるときは、都道府県知事は、保護者に対し、児童へのつきまといや児童の居場所付近でのはいかいを禁止できることとし、当該禁止命令の違反につき罰則を設けること。

3 保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化

児童虐待を行った保護者に対する指導に係る都道府県知事の勧告に従わなかった場合には、一時保護、施設入所措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

施設入所等の措置を解除しようとする際には、保護者に対する指導の効果等を勘案するものとする。

4 その他

法律の目的に、「児童の権利利益の擁護に資すること」を明記すること。

国及び地方公共団体は、重大な児童虐待事例の分析を行うこととすること。

地方公共団体は、要保護児童対策地域協議会の設置に努めなければならないものとする。

など

12 デートDV

(1) 基本的な考え方

ア DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、配偶者や恋人など親密な関係にあるものから振るわれる暴力のことをいいます。デートDVとは、DVの一種で、特に未婚のカップルの間で起こる暴力をいいます。

イ 近年、異性との親密な交際が低年齢化するにつれて、10代の児童生徒同士の間でも、DVが広がっているといわれています。

ウ 児童生徒の発達には、知識、技能の習得とともに、児童生徒相互の望ましい人間関係を育成し、あわせて同性や異性の友人との適切な人間関係を形成するなどの働きかけを行うことが重要です。

エ 児童生徒が学校や社会の中で生活していくためには、一人一人が学校や社会のルールを守って行動できるよう、状況に応じた望ましい行動を選択するなどの規範意識を育成することが必要です。

(2) 留意点

ア 学級（ホームルーム）活動などでの集団指導や個別指導により、「自分の大切さとともに、他の人の大切さを認める」という心や態度を育成します。

イ 学校や社会には、なぜきまりやマナーがなぜあるのかについて考えさせ、集団の規範等を尊重し、協力してよりよい生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てます。

ウ 親密な関係にある異性から受ける支配やコントロールは、愛情ではなく暴力であることを理解するよう指導します。

エ 児童生徒が発するサインを見逃さない体制づくりを推進するとともに、児童生徒が安心して相談できる教育相談体制を確立します。

(3) Q & A

[Q 1] 殴ったり，蹴ったりしなくてもDVになりますか。

[A]

殴る，蹴るなどの身体的な暴力だけがDVではありません。携帯電話のチェックやアドレスの消去などプライバシーの侵害や，大声でどなるなど怖がらせたりするような行動もDVに当たります。

[Q 2] DVにはどのような行為がありますか。

[A]

次のような行為がDVに当たります。

殴る，蹴る，物を投げつけるなど（身体的暴力）

大声でどなる，暴言をはく，無視するなど（精神的暴力）

お金を返さない，お金を貢がせるなど（経済的暴力）

性行為を強要する，避妊に協力しないなど（性的暴力）

行動を監視する，友人関係を制限する，携帯電話のメールなどを勝手にチェックするなど（社会的隔離）

[Q 3] デートDVへの指導はどうすればよいですか。

[A]

DVは犯罪であり，人として生きていくための権利を奪う人権侵害であることを理解させます。

思いやりや忍耐力とともに，豊かなコミュニケーション能力を育てるなど，互いに相手を尊重する精神や人間関係を築く力，規範意識を育むよう，様々な教育活動の中で指導します。

また，デートDVの被害を受けた場合，悩みを一人で抱え込むことなく，教職員や保護者などに相談することが大切であることを指導します。

さらに、学校は児童生徒が安心して相談できる教育相談体制を確立するとともに、福祉事務所や警察等の関係機関と連携し、早期対応を行う必要があります。

生徒指導資料No. 31「望ましい人間関係の在り方と規範意識の育成について」(平成21年3月広島県教育委員会)参照